



R E P O R T

2025

JAバンク茨城県信連の現況



JAバンク茨城県信連

IBARAKI Prefectural Credit Federations of Agricultural Cooperatives

REPORT 2025 CONTENTS

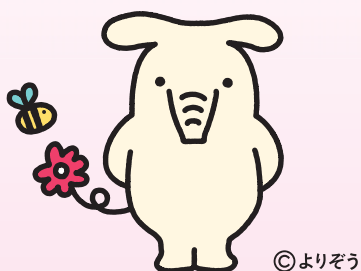
J Aグループは、信用・経済・共済・医療という総合事業を通して大切な自然環境を育みながら、組合員・利用者および地域のみなさまの経済・生活の基礎を支える重要な役割を果たすことを目指しています。

特に信用事業は、地域のメインバンクとしてみなさまの豊かな暮らしの実現と地域の産業・社会の発展に貢献できるよう取り組みを進めています。

当会は、農家組合員のみなさまの農業所得増大・農業生産拡大を目指し、J Aとの強い絆とネットワークを形成し、農業の成長産業化に向けた支援に努めています。また同時に、地域の一員として地域経済の持続的発展にも努めています。

さらに、金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

県内J Aの信用事業を安定的に運営するため、県域での本部機能と金融補完機能を担っているのが茨城県信用農業協同組合連合会（略称「J Aバンク茨城県信連」）です。



©よりぞう

ごあいさつ	1
-------	---

経 営

J Aグループ	2
J Aバンクシステム	3
経営理念・経営方針	4
2024年度の経営環境と業績	5
社会的責任と地域貢献活動	8
リスク管理の状況	18

事 業

業務のご案内	26
各種手数料一覧	32

組 織

組織と機構	36
沿革	38
県内J A一覧	40

資料編

経営状況に関する事項	42
自己資本の充実の状況に関する事項	69
役員等の報酬体系	91

※本冊子は農業協同組合法第54条の3に基づき作成したディスクロージャー資料です。
金額は原則として、単位未満を切り捨てのうえ表示しています。



経営管理委員会会長
八木岡 努



代表理事理事長
小林 富美男

ごあいさつ

平素より、私ども茨城県信用農業協同組合連合会（ＪＡバンク茨城県信連）をお引き立ていただきまして、誠にありがとうございます。当会は、昭和23年（1948年）の設立以来、ＪＡグループの一員として県内ＪＡとともに茨城県農業と地域社会の発展に取り組んでまいりました。

この度、当会の経営理念・経営方針・事業内容等をみなさまにご紹介するため、本冊子を作成いたしました。ご一読いただければ幸いに存じます。

さて、2024年度の当会を取り巻く環境は、農業生産資材価格の高止まりや、気候変動による自然災害の発生など、農業にとって厳しい経営環境が続くなか、農政においては、2024年5月に食料・農業・農村基本法が改正されました。その中で、食料安全保障の強化や環境保全型農業など、農業の持続的な発展に向けた方向性が示され、今後はより生産性の高い農業経営が求められます。

それらに対応するため、当会は「農業専門金融機関」として、金融面だけでなく経営分析による経営安定支援や事業承継相談など、金融仲介機能の発揮による取組みを強化してまいりました。

金融情勢においては、日本銀行の政策金利引き上げに伴い、国内金利が上昇し、「金利のある世界」へ移行する一方、米国では第2次トランプ政権が始動し、公約に掲げた関税政策を進めることで、経済・金融市場の不確実性が増しているため、今後も国内外の金融市場の動向を注視しつつ、金利リスクを中心とした一層のリスク管理態勢強化が必要となります。さらに、国際的な要請として金融機関に求められるマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策やサイバーセキュリティ対策、金融機能サービスのデジタル化に引き続き対応していくほか、社会情勢や動向を踏まえた適切な対応が重要となります。

そのような中、2025年度は、新たに策定した3か年中期経営計画（2025年度～2027年度）の初年度として、県内ＪＡと連携し、基本方針に掲げる「ＪＡへの安定的還元と組合員・利用者とのつながりづくりによるＪＡ事業基盤の強化」に向けて取り組んでまいります。

当会は、これからもＪＡグループ茨城の一員として農業・地域の持続的な成長・発展に貢献し、組合員・利用者みなさまから信頼される地域金融機関を目指して、役職員一丸となって更なる努力を重ねてまいります。

今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2025年7月

経営管理委員会会長 八木岡 努

代表理事理事長 小林 富美男

JAグループ

JAグループは、農家組合員をはじめとする組合員組織を基盤に、市町村段階のJA、都道府県段階および全国段階の連合会組織で構成し、それぞれが機能分担のもと、信用事業のほか、指導事業、経済事業、共済事業、厚生事業等を展開しています。

私どもJAバンク茨城県信連は、信用事業を担う県段階の連合会組織として、JA・信連・農林中金で構成する「JAバンク」の総称のもと、JAの金融利便性の向上、JA県内ネットワーク機能の充実、JAにおける金融エキスパートの育成、JA余裕資金の合同運用、地域への資金還元のため県域機能を発揮するとともに、農業専門金融機関・地域金融機関として県内JAと一体となって、組合員、地域利用者および企業など、地域のみなさまのお役に立つ金融サービスを提供できるよう努めています。

組合員のみなさま・地域のみなさま

「JA」とは…

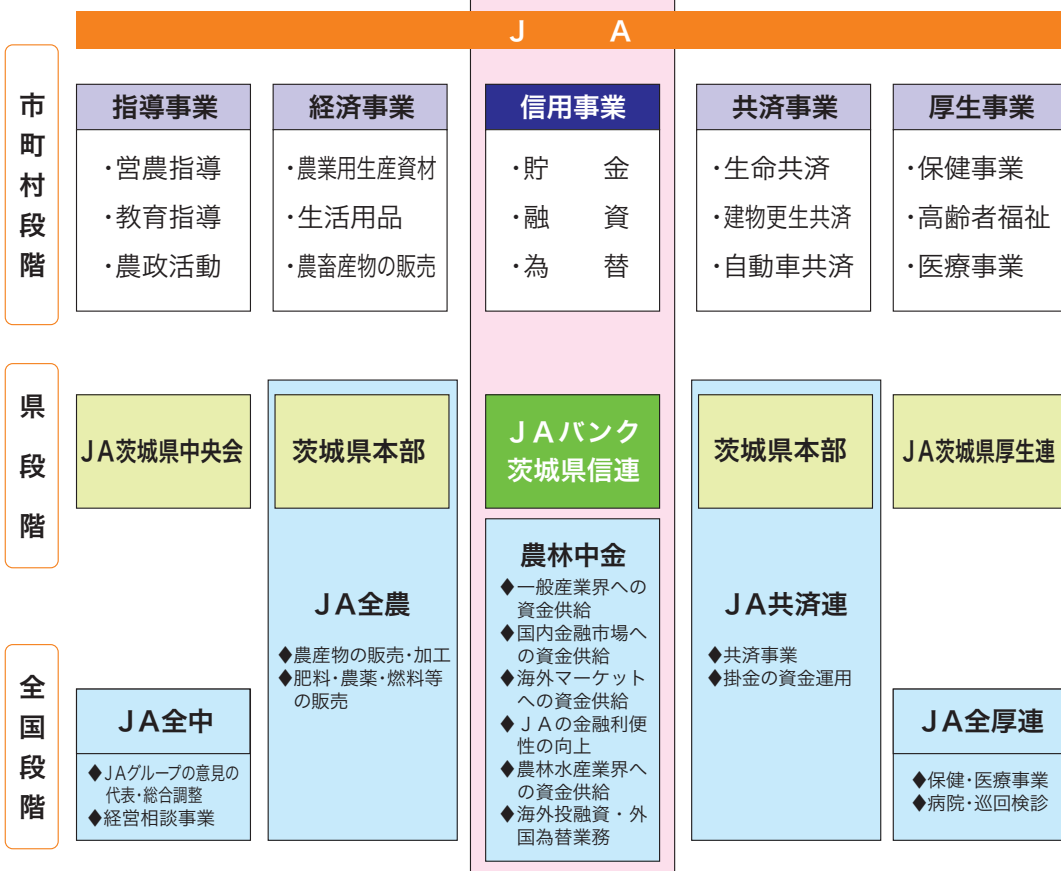
Japan Agricultural Cooperativesの略称で、すなわち「農業協同組合」の愛称です。「農業協同組合」とは農家および地域のみなさまを組合員とする協同組織であり、組合員・利用者のための最大奉仕を目指しています。

JAバンク

JAバンク茨城

 JAマーク

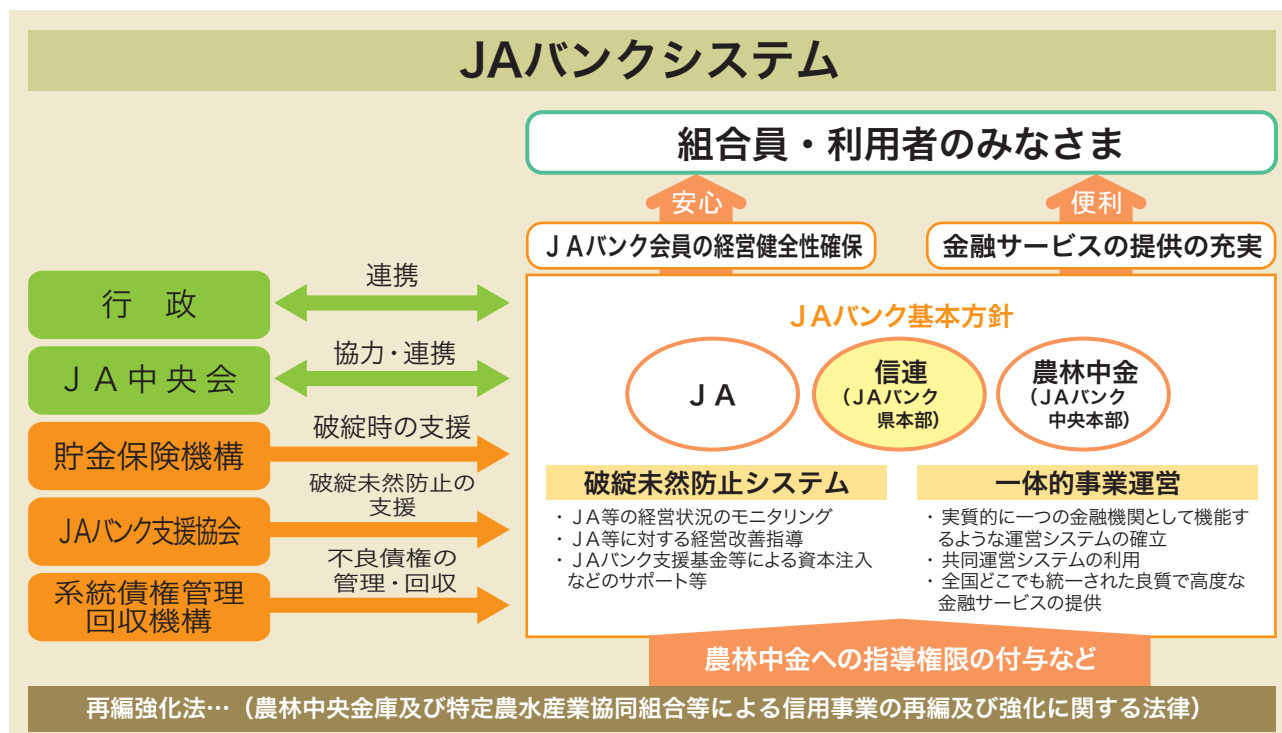
全体として安定感のあるデザインは「ゆるぎない大地」「日本の国土」をイメージし、三角形は「自然」、Aの部分は「人間」を表しています。さらにJの左側の円は「農業の豊かさ」「実り」と「人の和」を象徴しています。



JAバンクシステム

組合員・利用者のみなさまから一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。



経営

JAバンクシステム

“JAバンクの「安心」”

JAバンクでは、より安全な金融機関としてみなさまにご利用いただくために「JAバンク・セーフティーネット」を構築しています。この仕組みによって、組合員・利用者のみなさまに、より一層の安心をお届けしています。

JAバンク・セーフティーネット

破綻未然防止システム

破綻未然防止のための JAバンク独自の制度

JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。

具体的には、1. 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、2. 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、3. 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入等の支援を行います。



貯金保険制度

貯金者を保護するための 国の公的な制度

貯金者の保護のための国の公的な制度で、貯金業務を取り扱うすべてのJA、信連、農林中金などが加入しています。

この制度は、政府・日銀・農林中金・信連などの出資により設立された貯金保険機構によって運営されており、JAなどから収納された保険料を原資に、万一JAが経営破綻して貯金の払い戻しができなくなった場合などに貯金を一定の範囲で保護します。「貯金保険制度」における貯金者保護のための仕組みは、銀行・信金・信組などが加入する「預金保険制度」と基本的に同じです。

経営理念・経営方針

【 経 営 理 念 】

J Aバンク茨城県信連は、J Aとともに地域に密着し、茨城県の豊かな自然と農業を守り育てることを通じて、社会や産業の発展に貢献できる地域金融機関を目指します。

【 目指す姿 】

J Aとともに、農業と地域の未来を創る

【 経 営 目 標 】

- I. 地域金融機関として組合員・地域利用者のニーズや信頼に応えるため、優れた金融サービスと質の高い情報を提供します。
- II. 社会的責任を自覚した健全経営を行う地域金融機関として、茨城県の農業・産業振興を通じて茨城県の発展に貢献します。
- III. 強靱な「J Aバンク茨城」(J Aと信連が一体となった県内信用事業)の実現を図ります。

【 役職員行動指針 】

誠実 挑戦 実践

【3か年中期経営計画(2025年度～2027年度)】

当会を取り巻く情勢は、国内金利が上昇し、「金利のある世界」が到来するなど、経済・金融市場の不確実性が増す中、地球環境問題、少子高齢化など、社会環境の変容への対応を求められています。

本3か年中期経営計画は、経営理念および経営目標のもと、「J Aグループ茨城の目指す姿である「持続可能で高付加価値な茨城農業の実現」を支えていくために、役職員行動指針を体現しながら、J Aへの安定的還元と組合員・利用者とのつながりづくりによるJ A事業基盤の強化に取り組みます。

J Aグループ茨城
の目指す姿

持続可能で高付加価値な茨城農業の実現

【基本方針】

J Aへの安定的還元と組合員・利用者とのつながりづくりによるJ A事業基盤の強化

重点施策

1. JAバンクならではの金融仲介機能の発揮・支援

2. 食農関連ビジネスの成長支援

3. 会員JAへの安定的還元と財務運営

4. 経営基盤の強化と人材の確保・育成

- ・ 持続可能な農業・地域社会を実現するため、組合員・利用者との接点を強化し、JAと一体となったJAバンクならではの金融仲介機能を発揮しながら強固な利用者基盤を構築するとともに、食農関連ビジネスの成長支援に取り組みます。
- ・ JAバンク茨城の安定的な経営基盤を確立するためには、JAの経営状況・地域特性を踏まえた経営基盤の強化と当会の責務であるJAへの安定的還元を維持していく必要があります。
- ・ なお、これらの取組みにあたっては、当会の組織・経営基盤の強化が重要であるため、人材の確保と育成強化および人的資本経営による職員のエンゲージメント向上に取り組みます。

2024年度の経営環境と業績

■農業情勢

農業を取り巻く環境は、農業従事者の減少と高齢化が進む一方で、農業法人の大規模化による農業経営の二極化が顕著となり、当会の取引先となる事業基盤が大きく変化しています。

農業経営は、慢性的な労働力不足に加え、農業生産資材価格の高止まりや、気候変動による自然災害の発生など、厳しい経営環境が続いています。そのような中、2024年5月に食料・農業・農村基本法が改正され、食料安全保障の強化や環境保全型農業など、農業の持続的な発展に向けた方向性が示されました。当会は「農業専門金融機関」として、金融面だけでなく経営分析による経営安定支援や資産・事業承継相談など、金融仲介機能の発揮による取組みを強化してまいりました。

■地域・経済情勢

地域を取り巻く経済環境は、サステナブルな社会の実現に向けて、環境負荷軽減の取組みや働き方改革が進展しており、これらの変化を適切に捉えた金融サービスの提供に対応していく必要があります。

特に、デジタル社会の実現に向けて、デジタル戦略(DX)による業務効率化や、非対面取引・キャッシュレス化が一層加速しており、組合員・利用者へのJAネットバンク、JAバンクアプリ、通帳レス等の利用拡大に取り組みました。

■金融情勢

金融機関を取り巻く環境は、日本銀行の政策金利引き上げに伴い、国内金利が上昇し、「金利のある世界」へ移行する一方、米国では第2次トランプ政権が始動し、公約に掲げた関税政策を進めることで、経済・金融市場の不確実性が増しています。そのため、今後も国内外の金融市場の動向を注視しつつ、金利リスクを中心とした一層のリスク管理態勢強化が必要となります。

また、国際的な要請として金融機関に求められる、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策やサイバーセキュリティ対策の強化に引き続き対応するなど、社会情勢や動向を踏まえた適切な対応が必要となります。

■主要な経営指標の推移

(単位:百万円, %)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
事業純益	2,214	2,121	△164	897	1,531
経常利益	2,116	2,425	2,699	2,354	2,672
当期剰余金	1,670	1,902	2,327	2,266	2,323
貯金等残高	1,480,141	1,467,791	1,468,015	1,473,568	1,446,023
預け金残高	867,857	800,001	816,139	809,628	767,805
貸出金残高	238,157	238,466	220,211	212,183	193,267
有価証券残高	500,276	508,081	458,291	459,123	464,268
単体自己資本比率	14.48	14.14	14.37	14.61	14.16

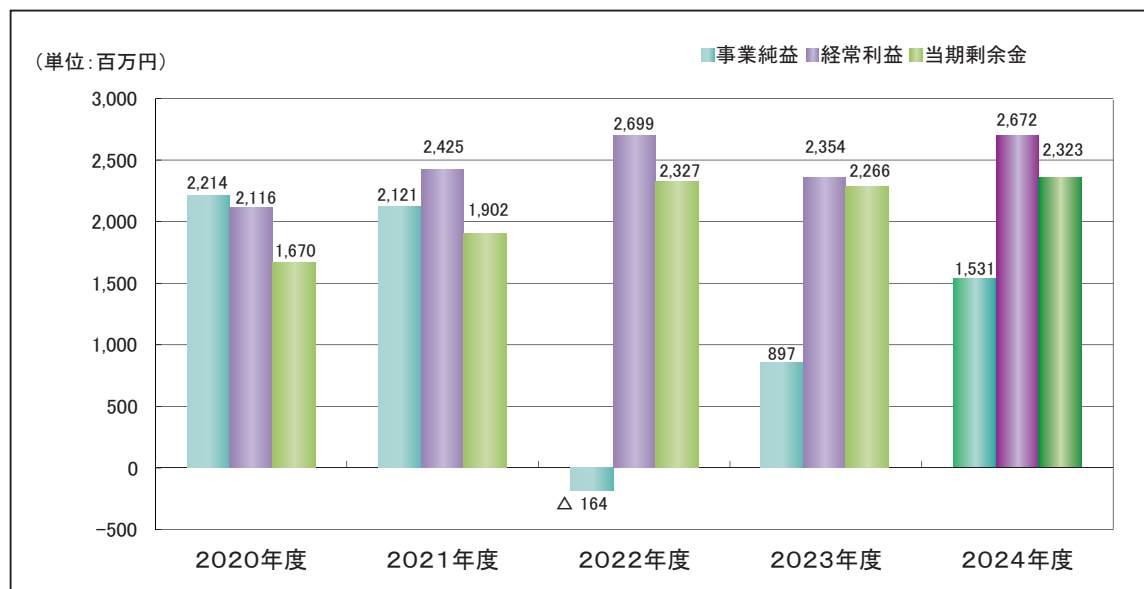
(注) 1. 貯金等残高には、譲渡性貯金が含まれています。

2. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年3月28日付金融庁・農林水産省告示第2号(最終改正:令和2年3月31日付金融庁・農林水産省告示第2号))に基づき算出しています。

■損益の状況

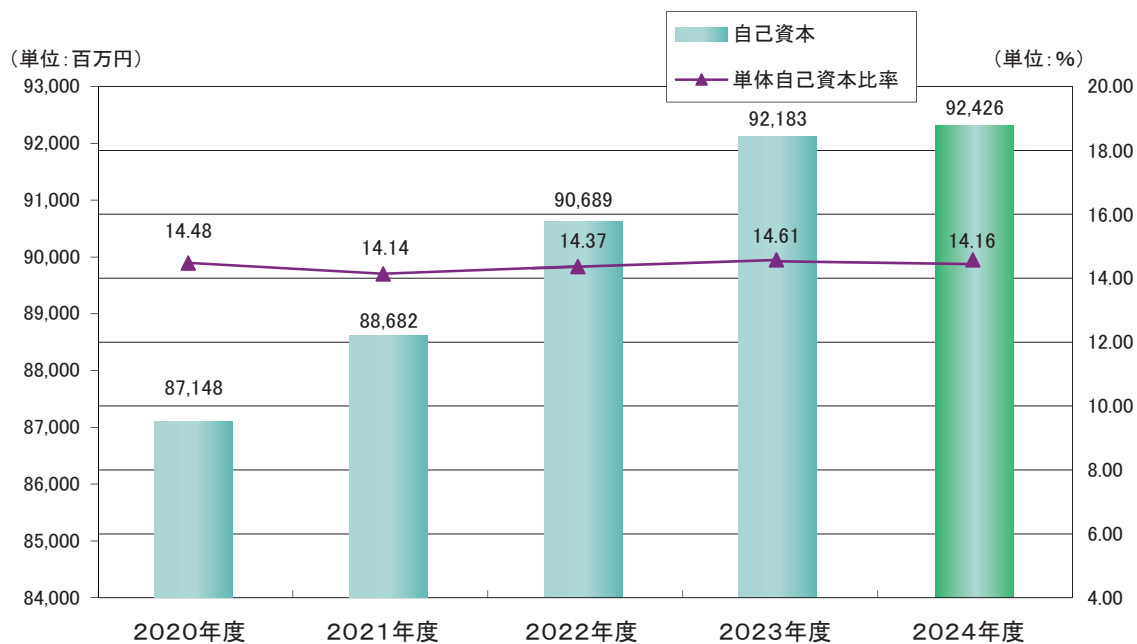
金利の上昇に伴い貯金利息は増加したものの、有価証券利息配当金や受取奨励金の増加、支払奨励金の減少により、経常利益は前期比318百万円の増益となりました。

上記の要因により、税引前当期利益は前期比318百万円の増益となりましたが、法人税等の額が前期比261百万円増加し、当期剰余金は前期比56百万円の増益となりました。



■自己資本比率の状況

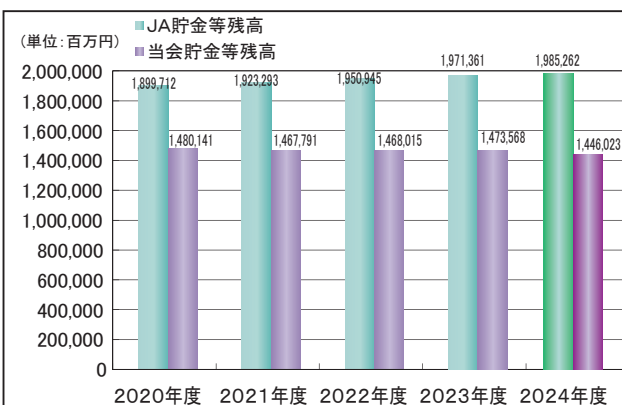
2025年3月末現在の単体自己資本比率は14.16%であり、J Aバンク基本方針で定める8%基準(国内基準4%)を大きく上回る、健全な自己資本を確保しています。



■貯金

2024年度の当会貯金等残高は1,446,023百万円となり、前年対比27,544百万円減少し、増加率は△1.86%となりました。

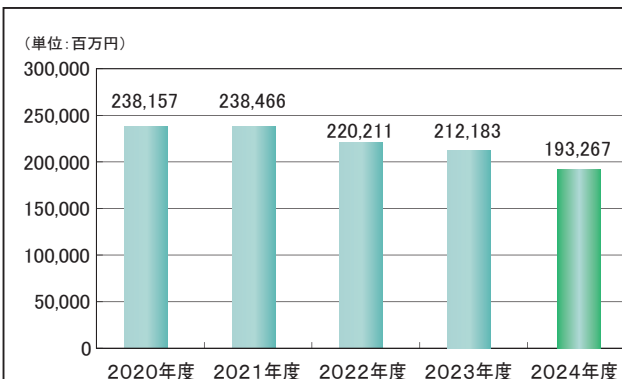
また、2024年度のJA貯金等残高は、1,985,262百万円となりました。



■貸出金

2024年度の貸出金残高は193,267百万円となり、前年対比18,915百万円減少し、増加率は△8.91%となりました。

食農関連企業および農業生産法人等との取引拡大や関係構築を進めながら、関連団体との取組強化、既往取引先へのアプローチに取り組みました。



■有価証券

2024年度の有価証券残高は464,268百万円となり、前年対比5,144百万円増加し、増加率は1.12%となりました。

国内外の金利差や、日本銀行の政策金利引き上げにより、金利、株式および為替の変動幅が大きく、厳しい運用環境下、社債等の国内債券を中心に取得を行い収益の確保に取り組みました。



■不良債権の状況(資産の健全性確保)

2025年3月末現在の農協法に基づく開示債権残高は危険債権等が減少したことから4,944百万円となり、債権総額に占める不良債権比率は2.54%、保全率100.00%となっています。

(単位: 百万円)

	2023年度	2024年度	増 減
債 権 総 額 A	213,231	194,390	△ 18,841
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	282	279	△ 3
危 険 債 権	5,066	4,664	△ 401
要 管 理 債 権	—	—	—
三 月 以 上 延 滞 債 権	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—	—	—
開 示 債 権 総 額 B	5,349	4,944	△ 404
正 常 債 権	207,882	189,446	△ 18,436
担 保 保 証 等 回 収 可 能 額 C	1,704	1,377	△ 326
貸 倒 引 当 金 D	3,644	3,566	△ 78
債権総額に占める開示債権比率 B/A	2.51%	2.54%	0.03%
保 全 率 (C+D)/B	100.00%	100.00%	0.00%

社会的責任と地域貢献活動

■SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けたサステナブル経営の取組み

当会は、経営理念に基づく事業活動を通じて、持続可能な農業・地域社会の実現を目指しており、合わせて国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献できるよう取組みを進めています。2025年1月にSDGsに対する基本的な取組方針として「サステナビリティ基本方針」を策定し、当会の取組みとサステナブル経営の一体性を高め、SDGsの達成に向けた取組みをより一層強く進めていきます。

【経営理念・経営方針体系図】



【SDGs】



■SDGs重点取組事項

当会は、サステナビリティ基本方針に基づき、当会事業活動のうち、主として取り組むべきSDGs重点課題について「SDGs重点取組事項」として設定し、持続可能な農業と地域社会の実現を目指します。

重点課題	主に該当するSDGs項目	2024年度主な取組事項
持続可能な農業・地域社会の実現	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17	➢ 農業者の経営課題解決 ➢ ライフプランサポート ➢ 情報発信, 社会貢献活動
環境の負荷軽減	7, 13, 14, 15	➢ ESG投融资への取組み ➢ CO2排出量削減に向けた取組み ➢ みどりの食料システム戦略に関する取組み
人材の確保・育成強化とエンゲージメント向上	3, 4, 5, 8	➢ 人材育成への取組み ➢ 会内環境整備 ➢ ボランティアサークル活動

■気候変動への対応(TCFD提言に基づく開示)

当会の基盤となる農業は、気候変動による負の影響を被りうると同時に、気候変動を増幅させる潜在的可能性を有している産業でもあります。気候変動への対応は、当会の使命である農業の発展に貢献するものであり、当会は、気候変動に関連する機会とリスクの観点に着目し、事業活動を通じて緩和と適応に貢献する取組みを進めています。その一環として、気候変動が当会の事業に与える影響、リスクに対して適切に対応し、TCFDの提言を踏まえた取組みの開示に取り組んでいます。

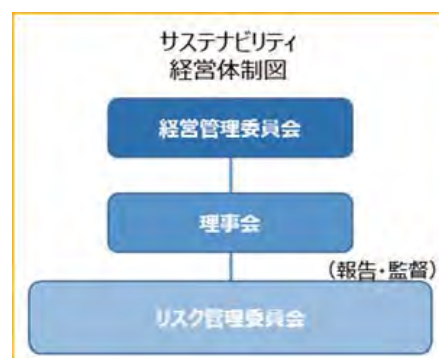
※TCFDとは

Task Force on Climate-related Financial Disclosures (気候関連財務情報開示タスクフォース) の略で、2015年に金融安定理事会(FSB)が金融システムの安定化を図るために設置した支援組織。全ての企業に対し、気候変動関連リスク・機会の評価と財務への影響について開示することを提言しているもの。

1. ガバナンス

当会は、SDGs(持続可能な開発目標)に対する基本的な方針として、「サステナビリティ基本方針」を制定し、事業活動との一体性を高めることで、農業・地域社会の持続的な発展に貢献するとともに、当会の社会的評価、地域における存在価値向上を目指しています。また、気候変動を含む環境課題・社会課題を経営上の重要事項と捉え、理事会・経営管理委員会において議論し、経営戦略等に反映しています。

具体的な対応方針や取組み状況は、代表理事理事長を委員長とする「リスク管理委員会」において協議し、少なくとも年1回の頻度で理事会および経営管理委員会に報告することにより、適切に監督する体制を構築しています。



2 戦略

当会では、短期(5年)、中期(10年)、長期(30年)の時間軸で、2°C(政策・規制が導入され気候変動が抑制される場合)・4°C(政策・規制が導入されず気候変動が抑制されない場合)シナリオをもとに気候変動に関連するリスクと機会を以下のとおり認識しています。

種類	主なリスク		時間軸
移行リスク	政策・法規制	気候変動抑制に関する法規制強化による当会および取引先企業の規制対応コストの増加	短・中・長期
	市場	消費者の嗜好の変化により、商品・サービス需要変化に伴う取引先企業の業績悪化	中・長期
	評判	低炭素社会への移行に関する当会の取組みに対する顧客や地域社会からの評価悪化	短期
物理的リスク	急性 慢性	農業生産への影響等によるJA経営基盤等の悪化	短・中・長期
		当会の保有資産への被害や操業停止等による業績の悪化	
		取引先企業の保有資産への被害や操業停止による業績悪化、当会の担保資産の価値減少	

※移行リスクとは、低炭素社会へ移行するための政策、制度、規制等の変化、関連する市場動向等に起因するリスクのことです。

※物理的リスクとは、突発的災害の増加に起因する急性リスクと、気象パターンの長期的変化により顕在化する慢性的リスクのことです。

種類	主な機会		時間軸
機会	政策・法規制	エネルギーの省力化技術や再生可能エネルギー普及による事業コストの抑制	中・長期
	市場	気候変動抑制に資する金融商品・サービスへの顧客の需要増加	短・中・長期
	評判	低炭素社会への移行に関する当会の取組みに対する顧客や地域社会からの評価向上	短期

※機会とは、移行リスクの反対の側面を想定し、気候変動の影響により市場規模が拡大している、または今後拡大することが見込まれる産業に対する投融資機会が増加することです。

3. リスク管理

当会では、気候変動に関連する物理的リスクや移行リスクの影響に鑑み、当会取引先の事業活動に及ぼす信用リスク等を中心にリスク管理を実施していきます。

また、「サステナビリティ基本方針」に基づき、環境・社会等に影響を与える可能性のある特定の事業及びセクターへの投融資に関する「E S G投融資方針」を制定しています。

4. 指標と目標

【E S G投融資目標】

当会では、我が国の気候変動に対応する投融資について、2024～2027年度までにESG投融資の新規実行累計目標額150億円として取り組んでいます。

2024年度の新規実行額は87億円で、進捗率は58.0%となりました。



【GHG排出量削減】

GHG排出量について、当会ではCO₂排出量(Scope1およびScope2)を指標として設定し、農業・地域社会の脱炭素社会の実現に向けた取組みとして、2030年度末における温室効果ガス排出量(GHG)削減目標を「2013年度比46%の削減」と定めて環境負荷の低減に努めています。

(2024年度:2013年度比△28.6%)



※GHG:GHGとは温室効果ガス, GreenhouseGasの略称。二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)等が該当。

※Scope1:ガソリンやガスの使用に伴う排出(燃料使用量に対し、所定の排出係数を乗じて算出)

※Scope2:電力の使用に伴う排出(電力使用量に対し、所定の排出係数を乗じて算出)

※削減目標値(46%):2021年10月22日に閣議決定された「地球温暖化対策計画」にて決定された目標値。

■事業を通じた地域貢献

J Aバンク茨城（当会および県内17 J Aの信用事業部門の総称）は、茨城県を事業区域として、最適なサービスの提供を通じて農業振興等に貢献し、組合員・利用者の信頼に応えてまいります。

当会の資金は、その大半が県内 J Aにお預けいただいた組合員・利用者みなさまの大切な財産である貯金を源泉としており、その資金をもとに、農業基盤の拡充と発展を目的とした農業関連融資や地域経済を支える企業の発展を支援するための融資活動等を行っています。

□地域からの資金調達等の状況

当会の2024年度末の貯金等残高は1,446,023百万円となっており、うち1,387,572百万円は県内 J Aよりお預かりしています。

また、組合員をはじめとする地域みなさまの計画的な資産作りをサポートするため、目的に応じた各種貯金や国債、投資信託等の金融商品を取り扱っています。

□地域への資金供給の状況

当会の2024年度末の貸出金残高は193,267百万円となりました。

J Aの組合員みなさまには、農業関連資金をご活用いただくとともに、当会により商品設定・展開した県内 J A各種ローンをご利用いただいています。

また、茨城県内に事務所を置く企業等みなさまには、ご融資をはじめ、総合的な金融サービスをご提供しています。

このほか、(株)日本政策金融公庫等の受託貸付金として7,061百万円のお取引があり、今後も地域みなさまへの資金供給を積極的に行います。

■農業・地域密着型金融への取組み(J Aバンク自己改革)

当会は、J Aバンクならではの金融仲介機能を発揮するため県内 J Aと一体となり、本県農業の発展と農家所得の増大に向けて金融・非金融両面から取り組み、農業資金残高のシェア向上および担い手満足度向上を目指します。そして、農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供と地域貢献に努めています。

□地域農業活性化への取組み

○農業担い手のニーズに応えるための態勢整備

当会は、農業担い手の経営をサポートするため、農業担い手金融リーダーを県内 J Aに設置し、農家組合員宅や農業法人等への訪問活動を通じて、経営相談に対応しています。（2025年4月1日現在、17 J A、57名）

2024年度は、信用部門と営農・経済部門との連携促進に取り組み、農業者への訪問活動を通じた相談体制の強化により、担い手の抱える経営課題の解決と、農業所得向上のためのソリューションを提案する「担い手コンサルティング」に取り組みました。

○J A営農・経済事業の成長・効率化

農業所得の増大と、J A営農・経済事業の成長・効率化による採算性確保の実現を図る取組みとして、県域施策【「J Aグループ茨城 営農経済事業マスタープラン」の更なる実践にむけて】を策定し、2024年度は4 J Aに対し、J A茨城県中央会・全農茨城県本部と協働した一体的なサポートの実践に取り組みました。

○農業者への金融支援

当会および県内JAは各種プロパー農業資金を提供するとともに、農業近代化資金や日本政策金融公庫資金等の制度資金の取扱いを通じて、農業者の農業経営をサポートしています。

長期の資金ニーズに応える「農業近代化資金」や、認定農業者を対象に迅速かつ低利に資金を融通する「新認定農業者育成特別資金」のほか、多様化する農業者の資金ニーズに対応するため、設備資金と運転資金の両方に対応できる「アグリマイティー資金」等を取り扱っています。

また、農業者支援として、JAグループ茨城・農林中金と連携して各種助成事業を実施しています。

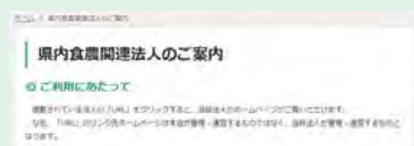
【主な助成事業対象資金】

利子助成 利子補給	農業近代化資金・新認定農業者育成特別資金 アグリマイティー資金・JA交付金等つなぎ資金 各種災害資金 等
保証料助成	農業近代化資金・新認定農業者育成特別資金



○農業者のPR支援

農業法人をはじめとする県内食農関連企業の認知度向上・取引拡大を図るため、当会ホームページ内に「県内食農関連法人のご案内」ページを2023年3月に開設し、2025年6月末現在、27先を掲載しています。



○融資取引先等へのビジネスマッチング支援

農業生産法人の拡販ニーズと、県内小売店等における「茨城県産加工品」の調達ニーズを受け、商談機会の提供に取り組みました。

また、食農関連企業に対し、金融取引のみならず非金融取引ニーズに応じたサービスの提供に努め、食と農をつなぐビジネスマッチング（農産物加工品の紹介等）にも取り組みました。



○みどりの食料システム戦略に関する取組み

国は、生産性の向上と環境への配慮を両立した持続可能な農業を実現するため「みどりの食料システム戦略」を策定しました。当会では、この取組を支援するため、2024年6月より、茨城県の「いばらきみどり認定」を取得した農業者に対し、独自に利子補給を行う「いばらきみどり認定利子補給制度」を開始しています。



○新規需要米等の生産拡大に向けた取組み

県内JA（一部除く）では、農業者が飼料用米をはじめとした新規需要米等の生産に安心して取り組めるよう、水田活用の直接支払交付金等が交付されるまでの運転資金として「JA交付金等つなぎ資金」を取り扱っています。当会では、農業者の負担軽減のため、JAグループ茨城と連携して、当資金に対する利子助成を実施しています。



□県内JAの主な農業資金の取扱状況(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

資金名	当会および県内JAの取扱残高	資金の内容
新認定農業者育成特別資金	5,063	認定農業者の農業経営に関わる一切の資金
アグリマイティー資金 (農業経営拡大資金含む)	5,905	農業経営に関わる一切の資金
農業近代化資金	4,154	施設・機械の取得、果樹の植栽・育成、家畜の購入・育成、長期運転資金等
JA営農ローン	287	営農に必要な資金(運転資金)

□取扱実績(2025年3月31日現在)

(単位:件, 百万円)

資金名	件数	金額
JA交付金等つなぎ資金	161	869

□各種助成実績

(単位:件, 百万円)

事業	対象	2022年度		2023年度		2024年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
利子助成	新認定農業者育成特別資金 等	7,820	64	7,991	69	7,702	74
保証料助成	新認定農業者育成特別資金	805	13	830	13	869	14
	農業近代化資金	110	11	121	14	155	18

□中小企業等の経営改善および地域の活性化のための取組み

○農業者等の経営支援に関する取組方針

＜金融円滑化にかかる基本的方針＞

当会は、ＪＡとともに地域に密着した金融機関として、「茨城県の豊かな自然と農業を守り育てることを通じて、社会や産業の発展に貢献すること」を、「当会の最も重要な使命」として位置付けております。

当会はこの使命を遂行するため、お客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくことは、最も重要な役割のひとつと位置づけ、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

1. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続（特定認証紛争解決手続）の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含みます）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、次のとおり必要な体制を整備いたしております。
（１）理事長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
（２）専務を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
（３）営業部および農業部に「金融円滑化管理担当者」を設置し、部内における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
（４）苦情・相談窓口の設置
営業部および農業部を金融円滑化にかかる相談窓口とします。
また、金融円滑化にかかる苦情については、総務部で受け付けます。
7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

○農業者等の経営支援に関する態勢整備

当会では、お客さまからのご融資にかかるご相談の窓口を営業部および農業部に設置し、各種相談を受け付けています。

＜ご相談窓口＞

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本店	茨城県水戸市梅香 1-1-4	営業部	029-232-2031
		農業部	029-232-2033

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

※貸出条件変更等に係るご意見・苦情については、当会総務部にてお受けいたします。

＜苦情相談窓口＞ 電話番号：029-232-2015

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

○経営者保証に関するガイドラインへの対応

経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、態勢を整備のうえ、本ガイドラインを遵守しています。

当会は、本ガイドラインに基づき経営者保証に依存しない融資の一層の促進に努めるとともに、お客さまと保証契約を締結する場合やお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づいて、誠実に対応するよう努めています。

■暮らし・地域・社会への貢献

当会は文化・教育・環境活動を通じた、豊かで持続可能な地域社会の実現に向けた取り組みを行っています。

○事業承継・相続相談サービス

JAグループ茨城では、JA組合員・利用者の相続相談ニーズに対応するため、相続に精通している士業（税理士・弁護士等）を紹介する制度を設立しています。

当制度では、主に相続税（シミュレーション、対策、申告）、遺言書、生前贈与、相続トラブル等にかかる相談に対応しています。

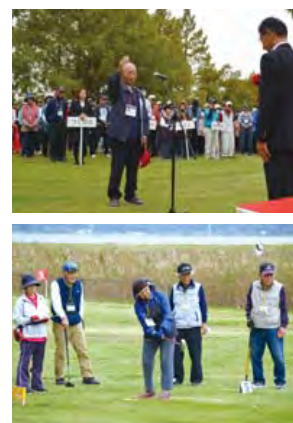


○「JAバンク茨城年金友の会グラウンド・ゴルフ交流大会」の開催

県内各JA年金友の会（年金受給者で構成）で組織する「JAバンク茨城年金友の会」では、2024年10月24日に「第18回JAバンク茨城年金友の会グラウンド・ゴルフ交流大会」を鉾田市・いこいの村潤沼で開催し、県内各地より460名（16JA）が参加されました。

90歳以上の方も元気に参加されており、参加者のプレーは真剣そのものですが、時折笑顔を見せながら会員同士の交流を楽しまれている様子でした。

また、プレー終了後には、「ニセ電話詐欺の現状と被害防止策」について茨城県警の現役警察官による講演を行い、参加者の皆様は自分事として聞き入っている様子でした。



○年金魅力がいっぱいキャンペーン

JAバンクの利用者拡大を図るため、期間内にJAで年金を新規契約（新規受給・指定替え・予約）した方を対象にQUOカードをプレゼントする「JAバンク茨城 JAの年金受取は魅力がいっぱい！2024」を実施しました。



○年金相談会の開催

年金受給（予定）者への情報提供と相談活動として、社会保険労務士および当会年金専任担当者による無料年金相談会を延べ131回開催し、複雑な年金の仕組みについてのご相談、各種手続きをお手伝いしました。参加された方からは、多くのお礼の言葉をいただいています。



○「JAバンク茨城年金友の会情報誌、会員証」の発行

県内各JA年金友の会の活動内容や、暮らしに役立つ医療情報等を掲載する「JAバンク茨城年金友の会情報誌」を当会にて年1回（11月）発行しています。

また、JA年金友の会会員約10万人の方を対象に「JA年金友の会会員証」を発行しており、会員証をご提示いただくと県内にある特典協力店舗において割引等の各種サービスをご利用いただけます。

協力店舗は県内に168店舗（2025年3月末）あり、JAバンク茨城では、特典協力店舗数の増加に努めています。



○JAマイカーローン・JA教育ローンキャンペーン

JAマイカーローンでは50万円以上、JA教育ローンでは証書型で50万円以上、当座貸越型で100万円以上のいずれかの条件でお借入された方を対象に、WEBアンケートに回答いただくだけで、QUOカード3,000円分をもらえる進呈させていただくものです。



○JAスマホ教室の開催

組合員のくらしの利便性向上、非対面チャネルを活用したJAと組合員とのコミュニケーションの促進に向けて、本年度もスマホ教室を開催しました。参加された組合員・地域のみなさまは、スマートフォンの基本的な使い方や、JAバンクアプリ・JAネットバンク（JAバンクアプリ プラス）について楽しく学ばれている様子でした。

また、同教室では、近年社会問題となっている特殊詐欺や不正利用への対策も案内しており、高齢者をターゲットにますます巧妙化していく犯罪手口について、実例を踏まえた啓発講座も実施しました。



○「2025年度 JAバンク茨城大会」の開催

2025年3月に県内JAの意思結集を図るため、つくば国際会議場にて「JAバンク茨城大会」を開催し、388名が参加しました。

大会では、2024年度のJA信用事業実績において、優秀な成績を収めた店舗や各種担当者コンクールの表彰を行いました。

また、牛窪 万里子氏による「組織を活性化するコミュニケーション」をテーマに記念講演を行いました。



□情報発信

○JAバンク茨城公式Instagram

JAバンク茨城では、公式Instagramを開設しています。

JAマイカーローン、教育ローン等のおすすめ金融商品やキャンペーンの案内、JAバンク茨城で開催した行事イベントについて定期的に投稿を行っています。

2024年度は、各種キャンペーンやプロスポーツチームの冠試合などのイベント告知、そして、県内にあるJA直売所の紹介動画を投稿しました。直売所動画では、店内の様子や旬の食材を紹介する動画を投稿したところ、多くの方々に閲覧いただけました。



□文化的・社会的貢献活動

○プロスポーツチームとのパートナー契約

JAグループ茨城では、県産農畜産物のブランド向上、地産地消の浸透・促進等を目的に、プロサッカーチームJ1「鹿島アントラーズ」、J2「水戸ホーリーホック」およびプロバスケットボールチームB1「茨城ロボッツ」とパートナー契約を結んでいます。

ホームゲームまたは冠試合時に、県産農畜産物の抽選や来場者プレゼントの実施、県内JA・関係組織による飲食・販売ブースの出店といった様々な取組みにより、PR活動を展開しています。



○「JAバンク食農教育応援事業」への取組み

JAバンクによる食農教育を中心とする教育実践活動を通じ、子どもたちの農業に対する理解の深耕を図り、農業ファンの拡大と地域の発展に貢献することを目的に、食農教育・環境教育・金融経済教育を基本テーマとする教材本を作成しています。

この教材本は県内459校の小学5年生を対象に、県内各JAから34,145冊を無償配布し、社会科・理科・総合学習のなかで広く活用されています。



○子ども食堂応援定期貯金

地域の子どもたちの成長に貢献する取組みとして、当会および県内JAで、県内の子ども食堂に寄付を行う定期貯金を取り扱いました。

募集総額100億円に対し、174億円の取り扱い実績となり、助成金200万円を認定NPO法人茨城センター・コモンズを通じて、県内18団体の子ども食堂へ助成しました。

JAバンク茨城では、助成金が地域の子どもたちの成長に貢献し、持続可能な社会の手助けになることを願っています。



○ボランティア活動への取組み

当会では、地域に支えられて事業展開ができることを再確認し、地域社会に還元・貢献していくことを目的として「JAバンク茨城県信連ボランティアサークル」を運営しています。

当サークルは、全役職員参加型事業として2018年度より活動しており、以下の活動等を通じて地域活動に積極的に参加しています。

なお、当会は地球環境に配慮した取組みを積極的に行う事業所として、茨城県に登録する「茨城県エコ事業所登録制度」に申請し、2008年11月10日に「AAA」の登録認定を受けています。

「フードバンク茨城」への食料品提供・仕分け作業

フードバンク茨城が主催する子ども応援プロジェクトの趣旨に賛同し、食に困るお子様のいる世帯向けに、食材等を持ち寄り、7月中旬および12月中旬にフードバンク茨城牛久本部、水戸支部へ提供しました。

また、毎月フードバンク茨城水戸支部に出向き、寄付で集まった食料品の仕分け作業等のお手伝いをしました。



桜川水系クリーン作戦による清掃活動

水戸市が主催する「桜川水系クリーン作戦」に参加し、桜川沿いのごみ拾いを実施しました。



ふるさと共創事業への取組み支援

「JAなめがたしおさい」にて実施されている休耕地を活用した管内小学生向け収穫体験に参加し、食農教育や金融教育を交えた〇×クイズを企画実践しました。



農業ボランティアとしての援農作業

JAやさと「やさと菜苑」へ農業ボランティアとして参加し、収穫作業のお手伝いをしました。



リスク管理の状況

■リスク管理体制

□リスクマネジメント基本方針等

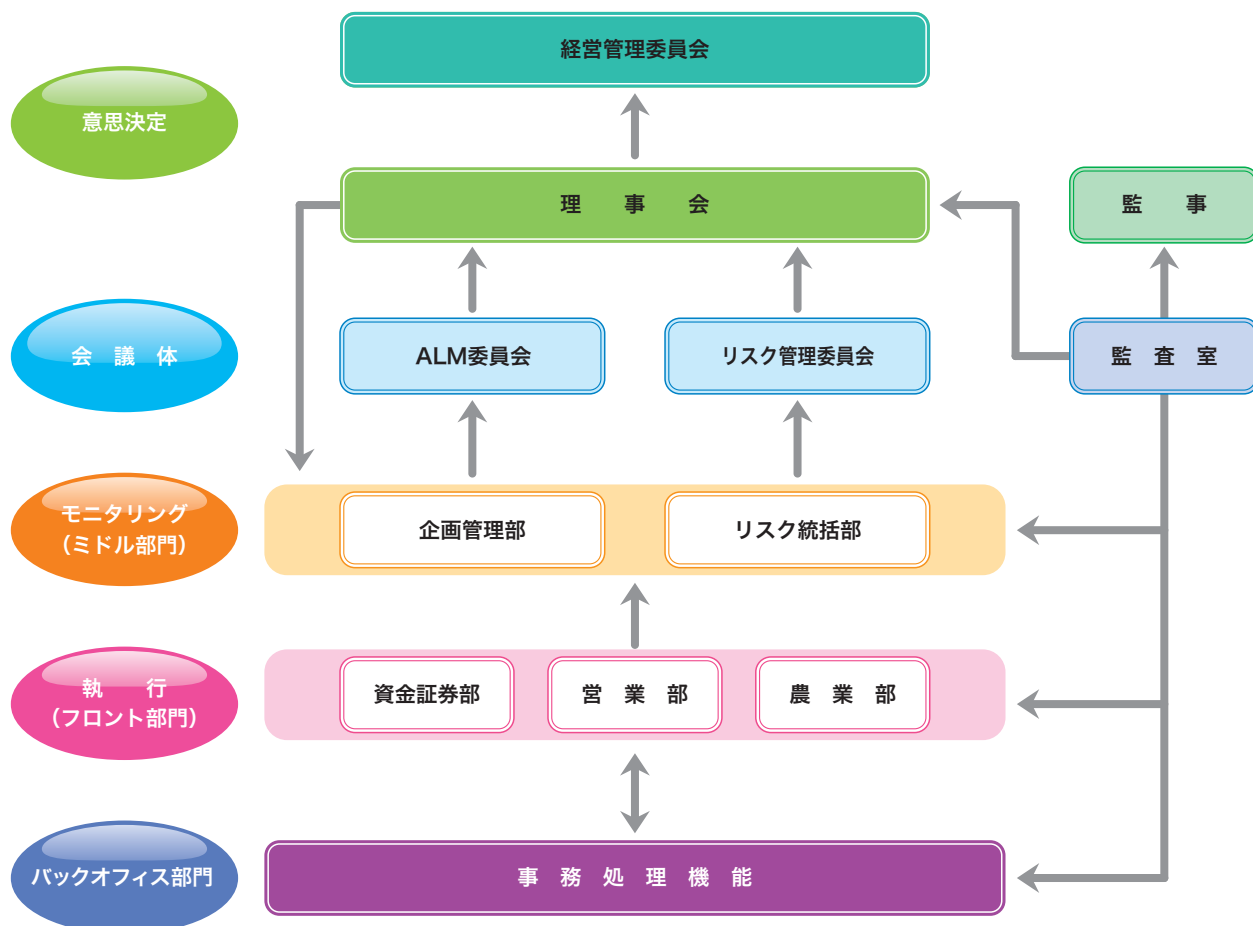
会員・利用者みなさまに安心して当会をご利用いただくためには、より健全性・信頼性の高い経営基盤を確保していくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに対応すべく「リスクマネジメント基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでに高まっています。当会ではマネロン対策を重要課題のひとつとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

当会では、各種リスクに対応するため、常勤役員以下で構成する「リスク管理委員会」、「ALM委員会」を設置して検討・協議しています。また、リスク量の計測および与信限度額のモニタリングを担当する部署を設置するなど実施体制を整備しています。

□統合的リスクマネジメント体制（信用リスク・市場リスク等）



ALM委員会

金融経済見通しの検討を踏まえ、中長期的な収支見通しの把握・検討を行うほか、最適資金配分の協議を行うなど、資産・負債の総合管理を行うことを目的に運営しています。

リスク管理委員会

リスク資本の管理を行うほか、リスク限度額、与信限度額の協議・検討および各種リスクの情報分析や限度額の実績管理等を通じて、過度なリスクテイク・与信集中等をチェックし、経営に対するアラーム機能を発揮することを目的に運営しています。

□統合的リスク管理態勢

経営の健全性を高め、安定的な収益を継続的に確保するためには、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等のさまざまなリスクを可能な限り包括的に把握して適切にコントロールすることが必要不可欠となります。

当会では、それぞれのリスク・カテゴリー（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）ごとに評価したリスクを総体的に捉え、経営体力（自己資本）と比較・対照することによって、自己管理型のリスク管理を行っています。

□各種リスク管理態勢

【信用リスク管理】

与信審査については、貸出部門から独立した審査部署として、リスク統括部が業界動向や取引先の調査分析を行うなど貸出基準に基づく厳格な審査を実施し、相互牽制機能を発揮しています。

与信額については、特定の取引先・業種に集中しないよう「リスク管理委員会」において業種別・内部格付別に限度額を設定するとともに、「融資協議会」においては取引先ごとに信用度合いに応じ個別に限度額の設定をしています。

信用リスクポートフォリオの状況等のモニタリングは、リスク統括部が行っています。

貸出担当者は、充実した研修プログラム等に基づき外部研修・出向研修・通信教育等により信用リスク管理能力の習得を図っています。

【流動性リスク管理】

A L M委員会において系統資金動向の十全な把握・分析等を行い管理しています。

【市場リスク管理】

A L Mシステム（資産・負債の総合管理）により、金融経済見通しと金利変動シナリオに基づくシミュレーションを行い、資産・負債が抱えるリスクを把握し、効率的な資金配分を行っています。

なお、調達・運用全体の金利変動リスクの対応方向、市場部門の機動的運用は、「A L M委員会」において決定し、実行しています。

また、「リスク管理委員会」において、与信限度額や利用限度額を設定するとともに、リスクを的確に把握した管理を行っています。

有価証券担当者は、充実した研修プログラム等に基づき外部研修・各種セミナーへの参加等によりスキルアップを図っています。

オペレーショナル・リスク管理

【事務リスク管理】

適切なシステム利用、事務手続の整備、取引実施部門と事務部門の相互牽制、事務処理のダブルチェックにより管理しています。

また、事務リスクにかかる内部管理の一環として自主点検を実施し、内部監査において検証しています。

【システムリスク管理】

情報資産を適切に保護するため、情報セキュリティ基本方針を定め、情報セキュリティ基本規程に基づき、セキュリティの確保・維持に向けサイバーセキュリティ対策を行っています。

また、災害時の対策として、「コンティンジェンシープラン（緊急時対応マニュアル）」を制定し、適切なリスク管理を行っています。

【その他のリスク管理】

その他当会が業務を遂行する際に発生する各種リスクの発生可能性を極小化するように努めています。

リスク マネジメント

■内部監査体制

当会では、業務運営全般にわたる内部監査の実効性を確保するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査室を設置し、定期的な内部監査等を通じて業務運営の適切性・有効性の維持・改善に努めています。

内部監査は、当会および子会社等を対象とし、理事会が承認する内部監査実施計画に基づき実施しており、内部監査の結果は、定期的に理事会および経営管理委員会に報告しています。また、指示事項等の改善・是正措置の状況については、定期的にフォローアップを実施しています。

なお、監査室は、定期的かつ必要に応じて、監事ならびに会計監査人と意見・情報交換を行い、連携強化を図っています。

■コンプライアンス（法令等遵守）体制

コンプライアンスとは、法令やルールを厳格に遵守することをはじめ、社会的規範（倫理）を全うすることを言います。また、コンプライアンスの目的は、違法行為を事前に予防したり、未然に防止したりする仕組みを構築していくことで組織の業務運営の遵法性を高めていくことを通じて、経営の健全性を確保し社会全般からの信頼を確立していくことにあります。

当会は、与えられた社会的責任と公共的使命を果たし、JAおよび地域社会から一層の揺るぎない信頼を確保していくために、法令や社会的規範を厳格に遵守することはもとより、たとえ法令等に抵触しない場合であっても、確固たる倫理観と誠実さに基づいて公正に行動することを「基本方針」としています。

コンプライアンスの徹底を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、「コンプライアンス基本方針」を制定するとともに、役職員として遵守すべき法令や行動規範を「コンプライアンス・マニュアル」として制定し、全役職員に周知徹底しています。

さらに、コンプライアンスに関する実践計画「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定し、啓蒙・教育研修活動を通じてより一層の浸透に取り組んでいます。

□コンプライアンス基本方針

1. 基本的使命と社会的責任

当会は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「JAバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。

こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に意識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

2. 質の高いサービスの提供

お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

3. 法令等の厳格な遵守

関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適切に、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

4. 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。

5. 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

6. 持続可能な社会への貢献

社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

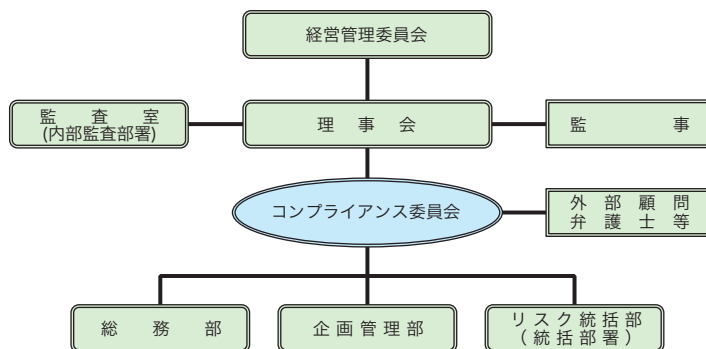
□コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、当会理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、コンプライアンスの推進を行うため、各部署にコンプライアンス担当者を配置しています。

なお、基本姿勢および遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、研修会を開催するなど全役職員に周知・徹底しています。

また、毎年度「コンプライアンス・プログラム」を策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署（リスク統括部）を設置し、その進捗管理を行っています。

<コンプライアンス運営体制図>



■金融ADR制度への対応

□苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページで公表するとともに、JAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当会の相談・苦情等受付窓口

茨城県信用農業協同組合連合会 総務部

電話番号：029-232-2015

電子メール：shinren_sohmu@ib-ja.or.jp

受付時間：午前9時～午後5時

（金融機関の休業日を除く）

また、JAバンク相談所でも、JAバンクに関する相談・苦情を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

JAバンク相談所

（一般社団法人 JAバンク・JFマリンバンク相談所）

電話番号：03-6837-1359

受付時間：午前9時～午後5時

（金融機関の休業日を除く）

※電話での問合せが難しい場合の問合せ方法は、

JAバンクホームページ内の当相談所のページ

<https://www.jabank.org/support/soudan/>

をご確認ください。

□紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

東京弁護士会紛争解決センター

電話番号：03-3581-0031

受付時間：午前9時30分～午後4時（正午～午後1時を除く）

月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）

第一東京弁護士会仲裁センター

電話番号：03-3595-8588

受付時間：午前10時～午後4時（正午～午後1時を除く）

月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始を除く）

第二東京弁護士会仲裁センター

電話番号：03-3581-2249

受付時間：午前9時30分～午後5時（正午～午後1時を除く）

■金融商品勧誘方針

当会は、金融商品の販売等にかかる勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

1. お客さまの資産運用の目的、知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実であると誤認させるおそれのあることを告げるなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お約束のある場合を除き、午前8時45分から午後5時までとします。
5. お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

■個人情報保護方針

当会は、利用者の個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 関係法令等の遵守

当会は、利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。

2. 利用目的

当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

また、当会は、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。

当会の個人情報等の利用目的は、当会の本店に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3. 適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業員および委託先（再委託先等も含みます）を適正に監督します。

5. 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者（外国にある第三者を含みます）に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

6. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 仮名加工情報の取扱い

当会は、仮名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

8. 匿名加工情報の取扱い

当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

9. 開示、訂正等・利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等および利用停止等ならびに第三者提供の停止のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

10. 継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

11. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、次の窓口までお申し出ください。

茨城県信用農業協同組合連合会 リスク統括部
電話 番 号：029-232-2020

■情報セキュリティ基本方針

当会は、会員・利用者等のみなさまとの信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当会は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、デジタル社会形成基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当会は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、会全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

■利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者(今後、利用者になろうとする方を含み、以下も同様とします)の正当な利益の保護と利便性を確保するため、以下の方針を遵守します。

また、利用者の保護と利便性の向上に向けて継続的な取組みを行います。

(顧客説明管理)

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます)および情報提供を適切かつ十分に行います。

(顧客サポート等管理)

2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応(経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含みます)し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応いたします。

(利用者情報管理)

3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段により取得・利用するとともに、情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のために、必要かつ適切な措置を講じます。

(外部委託管理)

4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。

(利益相反管理)

5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理の態勢整備に努めます。

■マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下、「マネー・ローンダリング等」といいます)の防止に取り組むとともに、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

(管理態勢等)

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力との決別)

当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

(職員の安全確保)

当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力に対して組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

■利益相反管理方針

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下「本方針」といいます）を次のとおり定めるものとします。

（対象取引の範囲）

1. 本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務および金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

（利益相反のおそれのある取引の類型）

2. 「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

（1）お客さまと当会の間の利益が相反する類型

（取引例）

○ 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

（2）当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

（取引例）

○ 関連法人等との取引に際し、アームズ・レングス・ルールに違反する場合。

○ 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

（利益相反のおそれのある取引の特定の方法）

3. 利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

（1）利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。

（2）各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。

（3）利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。

（4）各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しきれない場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。

（5）利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

（利益相反の管理の方法）

4. 当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

（1）対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法

（2）対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限りです）

（3）その他対象取引を適切に管理するための方法

（利益相反のおそれのある取引の記録および保存）

5. 利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当会で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

（利益相反管理体制）

6. 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する全会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。

（1）この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

（2）利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

（利益相反管理体制の検証等）

7. 当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

■お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当会は、ＪＡとともに地域に密着し、茨城県の豊かな自然と農業を守り育てることを通じて、社会や産業の発展に貢献できる地域金融機関を目指しております。投資信託の販売業務については、お客さまの豊かな人生設計を実現するために、資産運用・資産形成を通じてくらしのサポートをいたします。

今般、金融庁の「顧客本位の業務運営に関する原則」に基づき、直接的なお客さまへのサポート（本会自身の販売業務）および間接的なお客さまへのサポート（ＪＡの販売業務のサポート）について取組方針を制定します。

今後、本方針の取組状況の定期公表および方針の見直しも必要に応じて行っていきます。

1. お客さまへの最適な商品提供

（１）お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。なお、当会は、金融商品の組成に携わっておりません。

【原則２本文および（注）、原則３（注）、原則６本文および（注２、３）】

◎長期・積立・分散投信の多様なニーズにお応えできるよう商品のラインナップの充実を図ります。

◎税制優遇制度（ＮＩＳＡ制度、ｉＤｅＣｏ）、国債の販売も含め資産運用、老後資金の貯蓄についてのご案内します。

2. お客さま本位の提案と情報提供

（１）お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的をお聞きしながら、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。

【原則２本文および（注）、原則５本文および（注１～５）、原則６本文および（注１、２、４、５）】

◎投資経験のない方でも、「資産運用スタイル診断シート」などを用いてお客様の投信目的・ニーズ把握・リスク許容度の確認サポートをいたします。

◎ご高齢のお客様については、ご家族様の同席、役席者での一部対応など慎重かつ丁寧なサポートにて対応いたします。

（２）お客さまにふさわしいサービスの提供

【原則５本文および（注１～５）、原則６本文および（注１・２・４・５）】

◎日時タイムリーに取引内容の確認ができる「ＪＡバンクアプリ」のご案内をし、利便性のあるサービス提供をいたします。

（３）お客さまの投資判断に資するよう、商品やリスク特性・手数料等重要な情報を分かりやすく丁寧に提供いたします。

【原則４、原則５本文および（注１～５）、原則６本文および（注１・２・４・５）】

◎投信初心者の方でもご理解できるように、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について資料・パンフレットを用いて分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。

◎資産運用のメリットデメリット、商品の選定方法も含めてご提案いたします。

3. 利益相反の適切な管理

（１）お客さまへの商品・サービス選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

【原則３本文および（注）】

◎商品選定にあたっては、手数料率に基づいた提案ではなく、あくまでもお客さまの投資判断を優先すること、また月次・年次の定期モニタリングにより適切な内部管理を行います。

◎県内ＪＡに対しても内部規則に基づき事務指導を行います。

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

（１）研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

【原則２本文および（注）、原則６（注５）、原則７本文および（注）】

◎金融リテラシー向上のため研修会、勉強会の受講や資格取得にて担当者の育成に努めます。

◎県内ＪＡとともにＪＡバンク茨城全体でのサービス向上に努めます。

5. お客さま本位の業務運営にかかる成果目標（KPI）

（１）当会における「お客さま本位の業務運営」の取組状況をご確認いただけるよう、成果目標を定期的に公表し、より良い業務運営につなげていきます。【原則２本文および（注）】

◎定期的な「お客さま本位の業務運営に関する取組状況およびKPI実績値の公表について」として、当会のホームページにお客さま本位の良質な金融商品・サービスを提供する金融事業者をお客さまが選ぶ上で比較することのできる統一的な指標を公表いたします。

（※）上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2021年1月15日改訂）との対応を示しています。

業務のご案内

■貯金業務

当会は、地域のみならずから選ばれる金融機関として、さまざまなニーズにお応えできるよう総合口座、定期貯金、定期積金、貯蓄貯金、財形貯金など、目的やライフスタイル、ライフプランにあわせた商品をご用意しています。

□当会および県内JAの主な取扱商品

種 類		特 色	期 間	お預け入れ金額
総合口座		「受取る・支払う・貯める・借りる」という機能を備えている個人のお客さま専用商品です。年金・給与などの自動受取り、公共料金などの自動支払いに便利です。 また、各種定期貯金等がセットでき、その90％（最高300万円）まで自動融資が受けられます。ご融資利率は、セットされた定期貯金の利率プラス年0.5％です。	定めはありません。	1円以上です。
総合口座 （普通貯金無利息型） ＜決済用＞		決済用貯金は貯金保険制度の全額保護対象となります。 ※無利息です。		
当座貯金		小切手・手形または当会所定の払戻請求書によりお支払いができ、事業用の口座としてご利用いただくと便利です。※無利息です。		
普通貯金		お財布代わりに簡単に出し入れできます。年金・給与などの自動受取り、公共料金などの自動支払いに便利です。		
普通貯金無利息型 ＜決済用＞		決済用貯金は貯金保険制度の全額保護対象となります。 ※無利息です。		
貯蓄貯金		普通貯金と同じように出し入れできるうえ、貯金残高に応じて4段階の金利が設定されています。 ただし、給与・年金等の自動受取りや公共料金等の自動支払いにはご利用いただけません。		
成年後見支援貯金 （普通貯金）		個人のお客さまで、家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設にかかる「指示書」の発行を受けた方がご利用いただけます。 家庭裁判所から交付された「指示書」に基づき取り扱いいます。 ※＜決済用＞は無利息です。		
成年後見支援貯金 無利息型 ＜決済用＞				
通知貯金		ごく短期間の運用に便利です。	7日以上です（お引き出しの場合2日前までにご連絡いただきます）。	5万円以上です。
定期貯金	スーパー定期貯金	いくらからでもお預け入れでき、短期から長期の運用まで目的に応じて期間をお選びいただけます。 3年・4年・5年ものと3年超5年未満の期日指定方式は半年複利（個人のお客さま専用）も選択できます。	1か月、2か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年の定型方式と1か月超5年未満で期日を指定する期日指定方式があります。	1円以上です。
	大口定期貯金	まとまった資金の運用に適した商品です。		1,000万円以上です。
	期日指定定期貯金	利息は1年複利で計算されます。 1年間の据置期間後はいつでもお引き出しできます。	最長3年（据置期間1年）です。	1円以上300万円未満です。
	変動金利定期貯金	お預け入れの半年ごとに金利の見直しを行います。 3年ものは半年複利（個人のお客さま専用）も選択できます。	2年、3年です。	1円以上です。
定期積金		ご計画にあわせて預け入れ指定日に積み立てます。 掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。	6か月以上 5年以下です。	1回あたり1,000円以上です。
財形貯金	一般財形貯金	お勤めの方々のための財産形成の貯蓄です。毎月の給与やボーナスから天引きして積み立てます。 一部支払、明細支払、概算金支払、全額支払ができます。	3年以上です。	
	財形住宅貯金	住宅取得を目的とした積み立てで、非課税が適用される目的貯金です。 財形年金と合わせて550万円まで利息に税金がかかりません。	5年以上です。	
	財形年金貯金	在職中に退職後のために積み立てを行い、60才以降に年金方式（3か月ごと等）でお受取りできます。退職後も非課税が適用される貯金です。 財形住宅と合わせて550万円まで利息に税金がかかりません。	積立期間5年以上、据置期間が6か月以上5年以内、受取期間が5年以上20年以内です。	

（注）・金利はいつでも店頭に表示されます。詳しくは、窓口にてご確認ください。
・上記貯金は、貯金保険制度による保護の対象となります。保護の範囲は、当座貯金および決済用貯金は全額、それ以外の貯金等は合算して元本1,000万円までとその利息等となります。
・個人のお客さまは以下の取引において通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
＜対象商品＞
総合口座・総合口座（普通貯金無利息型）＜決済用＞・普通貯金・普通貯金無利息型＜決済用＞・貯蓄貯金・当座貯金・スーパー定期貯金・大口定期貯金・期日指定定期貯金・変動金利定期貯金

■貸出業務

当会は、農業振興を支える農家組合員や農業関連団体のみなさまはもとより、地域経済振興を支える地方公共団体・一般企業のみなさまに対して、事業の維持・拡大に向けて必要な長期・短期運転資金、設備資金などの用途に応じた資金を各種ご用意し、みなさまのニーズに幅広くお応えしています。

また、地域利用者のみなさまに対しては、豊かなくらしの実現に向けて、地元のＪＡ口座をメインバンク（家計収入・支出の決済口座）としてご利用いただくため、住居・教育・自動車などの大きな支出（ライフプラン）に応じた各種ローンをご用意しています。

□当会および県内ＪＡの主な事業性商品

資 金 名	お使いみち	ご利用いただける方	ご 利 用 方 法				
			ご利用金額	ご利用期間	ご返済方法	保 証	担 保
事業資金	設備資金・運転資金（長期・短期・手形割引）や季節的・一時的資金（決算・賞与資金など）など	県内に住所または事務所を有する企業等のみなさま方	資金のお使いみちなどに応じてご相談のうえ決定しています。				原則として必要となりますが、ご相談のうえ決定しています。
制度資金	農業近代化資金・農業経営改善促進資金（スーパーＳ資金）などをお取り扱いしています。						
新認定農業者育成特別資金	農業施設・機械・器具、農地等の取得・改良・造成、果樹植栽・育成費、家畜の購入・育成費等（負債整理は除く）	JAの組合員（個人・法人）で、かつ認定農業者 個人の場合は借入時の年齢が18才以上で最終返済時の年齢が74才以下の方	500万円以内（法人は1,000万円以内）	5年以内（据置1年以内）	元金均等返済および元利均等返済	茨城県農業信用基金協会の保証	必要に応じて不動産を徴求
アグリマイティー資金	農業生産に直結する設備・運転資金、農産物の加工・流通・販売に関する設備・運転資金、再生可能エネルギー対応資金、災害緊急資金等（負債整理・生活関連は除く）	JAの組合員（個人・法人） 個人の場合は借入時の年齢が18才以上で最終返済時の年齢が74才以下の方	事業費の範囲以内	【長期資金】20年以内（据置5年以内） 【短期資金】1年以内		原則茨城県農業信用基金協会の保証	

□県内ＪＡの主なローン取扱商品

資金名	お使いみち	ご利用いただける方	ご利用方法				
			ご利用金額	ご利用期間	ご返済方法	保証	担保
ＪＡ多目的ローン	生活に関する一切の資金	満18才以上75才未満の方で、最終返済時満80才未満の方	10万円以上500万円以内	6か月以上10年以内	元利均等返済（ボーナス払い併用可）	ＪＡが指定する保証機関	不 要
ＪＡマイカーローン	自動車・オートバイ等の購入資金および付帯する費用（新車・中古車を問いません）		10万円以上1,000万円以内 ※金額上限は保証機関によって異なります。	6か月以上15年以内			
ＪＡ教育ローン	入学金・授業料その他入学時および就学に必要な費用		10万円以上1,000万円以内	6か月以上15年以内（在学中は元金の据置可）			
ＪＡカードローン	生活に関する一切の資金（カードを使って全国の提携銀行のＣＤ・ＡＴＭからお引き出しできます）	満20才以上70才未満の方	極度額50万円以内	1年毎更新（満70才の誕生日以降は契約の更新は行いません）	約定返済および任意返済	ＪＡが指定する保証機関	融資対象不動産
ＪＡ住宅ローン	住宅の新築・増改築・修繕資金、建売住宅・中古住宅・マンション購入資金、宅地購入資金、他行からの借換等	満18才以上66才未満の方で、最終返済時満80才未満の方 「三大疾病保障特約付団体信用生命共済」、「長期継続入院特約付団体信用生命共済」や「9大疾病補償保険」をセットすることができます。	50万円以上2億円以内 ※金額上限は保証機関によって異なります。	3年以上50年以内	元金均等返済および元利均等返済（ボーナス払い併用可）		
ＪＡ賃貸住宅ローン	賃貸住宅の新築・増改築・改装・補修および付帯する賃貸住宅関連設備資金	満20才以上の方で、最終返済時満71才未満の方（事業継承人の方が連帯債務または連帯保証人となる場合は、最終返済時の年齢制限はありません）	50万円以上4億円以内	1年以上30年以内	元金均等返済および元利均等返済		

（注） ・上記の他にもお客さまの要望にお応えできる各種ローン（ネットローンを含む）をご用意しています。

・ローンのご利用にあたりましては、ご契約上の規定・ご返済方法（返済日・返済額など）・ご利用限度額・現在のご利用額・金利変動ルール等十分ご検討のうえご利用ください。詳しくは、窓口にてご相談ください。

■受託貸付金業務

当会は、ＪＡの組合員をはじめ地域のみなさまが、農業生産力の維持増進、こ子弟の進学などに、低利で有利な制度資金をご活用いただくため、日本政策金融公庫などの受託金融機関として、ＪＡの店舗を窓口に関種資金の取扱いを行っています。

□当会および県内ＪＡの主な取扱資金

金融機関等	資 金 名
日本政策金融公庫	農業経営基盤強化資金(略称:スーパーＬ資金)、青年等就農資金、経営体育成強化資金、農林漁業セーフティネット資金、農業基盤整備資金、国の教育ローン 等

■余裕金運用業務

当会がお預かりした貯金は、貸出金で運用するほかに、農林中央金庫への預け金や、内外の金融市場での有価証券等により適切なリスク管理のもと効率的に運用し、安定的な収益の確保に努めています。

有価証券運用については、経済・金融情勢等の情報収集・分析を行ったうえで、中長期運用を基本として国債等債券を中心に、安全性・流動性を重視し安定的な運用が出来るよう取り組んでいます。

また、ＪＡにおける有価証券運用の相談業務も行っています。

■決済業務

当会は、全国銀行内国為替制度(全銀データ通信システム)に加盟の金融機関として、全国のＪＡはもちろん、銀行・信用金庫等の各金融機関と送金・振込・代金取立等の為替取引を迅速・安全・確実に行っています。

また、給与の振込、各種年金の受取り、公金の収納、各種公共料金の口座振替、各種クレジットの代金決済など、みなさまの暮らしに密着した業務を幅広く取り扱っています。

さらに、県内のＪＡグループの迅速な決済機能を果たすため、県下一円に広がるメール網により、安全で効率的なメール業務を展開しています。

■金融推進支援・指導業務

社会環境や金融環境の変化に伴い、お客さまのニーズが多様化し、ＪＡに求められる機能・役割も大きく変化してきています。

当会は、県内ＪＡがより質の高い金融サービスを提供できるよう、ＪＡ金融機能の充実、体制整備の強化や新商品の企画・開発、さらには新聞等のマスメディアを媒体とするＰＲ活動等により、ＪＡ信用事業の推進支援業務を通して、適時適切な取組みを行っています。

また、ＪＡの健全性の確保に向けて、信用事業にかかる法務・税務・年金研修等による人材育成等、ＪＡの信用事業機能強化に向けた指導・支援を行っています。



■国債窓販業務

当会は、幅広い資産運用ニーズにお応えするため、新型窓口販売方式の国債・個人向け国債の取扱いを行っています。個人向け国債10年物以外は、ご購入になったときの利回りが満期日まで変わらない確定利回りです。

種 類		購入対象者	申込単位	発 行	募集・販売期間	中途換金
新窓販国債	2年固定	制限なし	5万円から 5万円単位	毎月 (年12回)	発行の都度 決定されます。	市場でいつでも売却が可能です。売却益・売却損が出ることもあります。
	5年固定					
	10年固定					
個人向け国債	3年固定	個人限定	1万円から 1万円単位			発行から1年間は、原則中途換金できません。発行から1年経過すれば中途換金できますが、その場合、原則として中途換金調整額として直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685が差し引かれます。
	5年固定					
	10年変動					

(注)・発行される国債の利率や募集・販売期間、お払い込みいただく金額などについては、その都度窓口にて提示しご案内します。

・国債は、預金保険・貯金保険の対象ではありません。

・国債の市場価格は、金融情勢の変化などにより変動しますので、ご売却の時期によっては、売却価格がご購入価格を下回ることもあります。

■投信窓販業務

当会は、長期にわたる資産形成にお応えするため、各種証券投資信託受益証券の窓口販売業務を行っています。

商品名	商品分類	主な投資対象	申込手数料	信託財産 留 保 額
農林中金<パートナーズ>日米6資産分散ファンド (安定運用コース) (資産形成コース)	追加型投信 (バランス)	日本・米国の 不動産・債券・株式	あり	なし
H S B C世界資産選抜 収穫コース(予想分配金提示型) 充実生活コース(定率払出型) 育てるコース(資産形成型) 種まきコース(安定運用型)		世界各国の 債券・株式等		
セゾン・グローバルバランスファンド		日本・海外の 債券・株式	なし	あり
J A日本債券ファンド	追加型投信 (債券)	日本の債券	あり	あり
O n eニッポン債券オープン		日系企業が発行する 円建ておよび 外貨建ての債券		なし
農林中金<パートナーズ>先進国債券ファンド (部分為替ヘッジあり)(為替ヘッジなし)		海外債券		
農中日経225オープン	追加型投信 (株式)	日本の株式	あり	なし
農林中金<パートナーズ>つみたてN I S A日本株式 日経225			なし	
農林中金<パートナーズ>おおぶねJAPAN(日本選抜)			あり	

商品名	商品分類	主な投資対象	申込手数料	信託財産 留 保 額
農林中金<パートナーズ>米国株式 S&P500インデックスファンド	追加型投信 (株式)	米国の株式	あり	なし
農林中金<パートナーズ>つみたてNISA米国株式 S&P500			なし	
農林中金<パートナーズ>長期厳選投資 おおぶね			あり/NISA (つみたて投資枠) の場合：なし	
農林中金<パートナーズ>おおぶねグローバル(長期厳選)		北米・欧州・日本の 株式	あり	
ペイリー・ギフォード 世界長期成長株ファンド		世界各国の株式	あり/NISA (つみたて投資枠) の場合：なし	
セゾン資産形成の達人ファンド	追加型投信 (不動産投信)	日本・海外の 株式中心	なし	あり
農林中金<パートナーズ>J-REITインデックスファンド (年1回決算型)		日本の不動産	あり	あり
グローバル・リート・インデックスファンド (資産形成型)		先進国（日本を除く） の不動産		なし

(注)・詳しくは、窓口にてご確認ください。
・お申し込みの際は必ず「目論見書」をご覧ください。

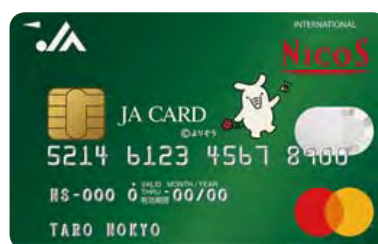
■その他のサービス業務

当会は、地域のみなさま、一般企業・団体のみなさまの幅広いニーズにお応えするため、各種サービスをご用意しています。

種 類	内 容
代理業務	日本銀行の歳入復代理店として各種歳入金の収納事務を取り扱っています。
公金取扱	地方公共団体の公金の収納事務を取り扱っています。
J Aキャッシュサービス	全国のJ A・信連・農林中央金庫、都銀、地銀、第二地銀、信用金庫、信用組合、労働金庫、ゆうちょ銀行、J Fマリンバンク、さらにセブン銀行ATM、イーネットATM、ローソン銀行ATMでご利用いただけます。
自動受取サービス	給与・賞与、年金、配当金などがお客さまのご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。期日忘れのご心配がなくなるほか、その都度お受取りに出かけられる手間も省けます。
自動支払サービス	電気料、電話料、NHK放送受信料、水道料等各種公共料金のほか、クレジットカード利用代金、税金、高校授業料などをお客さまのご指定いただいた貯金口座から自動的にお支払いします。
給与振込サービス	毎月の給与、賞与を従業員のみなさまがご指定されるJ Aをはじめとする金融機関の預貯金口座に自動的にお振り込みします。給与支払事務の合理化にお役立てください。
I-NET代金回収サービス	茨城県に本店を置く金融機関が共同で、広域的な代金回収を一括して口座振替により代行するサービスです。集金や経理事務の合理化にお役立てください。

種 類	内 容
クレジットカード (JAカード)	「JAカード」は、国内はもちろん世界各国でご利用いただけます。また、24時間・年中無休のロードサービスが付いた「ロードアシスタンスサービス付カード」もお選びいただけます。さらに、高速道路の料金所をスムーズにキャッシュレスでご利用いただける「ETCカード」をセットすることもできます。
デビットカード	「J-Debit」のマークのある全国の加盟店で、現在お手持ちのキャッシュカードがそのまま買い物に利用できます。加盟店の端末にカードを差し込み、暗証番号を入力するだけでお支払い代金が即時にお客さまの口座から引き落とされます。
個人型確定拠出年金(iDeCo)	毎月掛金を積立て、預金や投資信託などお客さまご自身が選ばれた商品で運用した後、原則60才以降に年金または一時金で受け取ることができます。なお、掛金の全額が所得税控除の対象となるため、所得税・住民税の負担が軽くなります。また、利息や運用益は非課税となり、受け取る際も税金の優遇があります。
JAバンクアプリ	ATMや窓口へ来店することなく、口座残高や入出金の明細を手軽に確認いただけます。また、アプリのサービス画面から「JAネットバンク」へアクセスすることで、振込や税金・各種料金の払込み等の取引を簡単かつ安全に行うことができます。
インターネットバンキング・モバイルバンキング JAネットバンク JAバンクアプリ プラス 法人JAネットバンク	ATMや窓口へ来店することなく、インターネットに接続されているパソコン、スマートフォンから残高照会や振込・振替、公共料金・税金・電話料金等のお支払いの決済サービスがご利用いただけます。 ※法人JAネットバンクはその他にJAデータ伝送サービス（総合振込・給与振込・口座振替等）の各種サービスをご利用いただけます。
JAデータ伝送サービス (AnserDATAPORT方式)	高い安全性と高速通信を実現した次世代のファイル伝送サービスです。職場のパソコンやホストシステムから、総合振込、給与振込、口座振替等の各種サービスがご利用いただけます。
マルチペイメント ネットワークサービス	税金や各種公共料金のお支払いを、お客さまのパソコンや携帯電話を使って、ご自身の口座から引落し、支払先に納めることができるインターネットを使った電子決済サービスです。 なお、本サービスのご利用には、JAネットバンクのご契約が必要となります。
JAバンク茨城 優遇プログラム	JAとのお取引内容に応じて、3段階のステージをご用意し、ステージに応じて各種手数料の優遇等を行います。 毎月月末の取引内容に応じて、適用期間ごとにJAネットバンクの振込手数料がどなたでも月1回無料、最大で月3回無料となります。さらに、セブンイレブンやローソン等の提携ATM入出金手数料が、時間帯問わず最大月3回無料となります。
JAバンク投信ネットサービス	パソコンやスマートフォンより投信口座開設（NISA口座含む）、取引、照会のサービスをご利用いただけます。

(注)・詳しくは、窓口にてご確認ください。



各種手数料一覧

※各種手数料には、消費税等が含まれています。

(2025年6月30日現在)

■内国為替の取扱手数料

□窓口取引による手数料

種 類			
振込手数料	同一店内・系統金融機関あて	1 件につき	660円
	他金融機関あて	1 件につき	990円
代金取立手数料	電子交換所取立	1 通につき	880円
	個別取立※	1 通につき	1,100円 ※電子交換所に参加しない金融機関宛の手形・小切手など郵送対応が必要なもの
その他諸手数料	送金・振込の組戻料	1 件につき	660円
	不渡手形返却料	1 通につき	1,100円
	取立手形組戻料	1 通につき	1,100円
	取立手形店頭呈示料※	1 通につき	1,100円
	※ただし、1,100円を超える取立費用を要する場合は、その実費を申し受けます。		

□ファームバンキング・ホームバンキング取引による手数料

月額基本料	3,300円/月		
振込手数料	自店内	系統あて	他金融機関あて
1 件につき	無 料	330円	440円
振替手数料	無 料		

□J Aネットバンク取引による手数料

月額基本料	無 料		
振込手数料	自店内	系統あて	他金融機関あて
1 件につき	無 料	220円	275円
振替手数料	無 料		

(注)・J Aネットバンク：個人向けインターネットバンキングです。

・モアタイム(営業日15：00～翌営業日8：00、土日・祝日)の手数料は、コアタイム(営業日8：00～15：00)の手数料と同額です。

□法人J Aネットバンク取引による手数料

月額基本料	基本サービス		1,100円/月
	基本サービス+データ伝送サービス		3,300円/月
振込手数料 総合振込手数料	自店内	系統あて	他金融機関あて
1 件につき	無 料	220円	440円
給与・賞与振込手数料	自店内	系統あて	他金融機関あて
1 件につき	無 料	110円	330円

(注)・法人J Aネットバンク：法人・個人事業主向けインターネットバンキングです。

・基本サービス：残高照会・入出金明細照会・振込・振替・ペイジー払込です。

・データ伝送サービス：総合振込・給与賞与振込・口座振替・取引状況照会です。

□ J Aバンクでんさいサービス取引による手数料

月額基本料		法人 J A ネットバンクと一体とし、単独では無料		
取引手数料		自店内	系統あて	他金融機関あて
記録請求等手数料	発生記録手数料	330円	330円	550円
	譲渡記録手数料	165円	165円	330円
	分割記録手数料	330円	330円	550円
保証記録手数料（単独保証） 支払等記録手数料 変更記録手数料		330円		
通常開示手数料		無 料		

(注) ・でんさいサービスは、法人 J A ネットバンクを利用した場合です。なお、本サービスの利用には、法人 J A ネットバンクの契約が必要です。
 ・でんさいサービスの各記録請求を店頭窓口で依頼する場合は、窓口代行手数料として一律1,100円となります。
 ・でんさいサービスにかかる手数料等については、窓口までお問い合わせください。

□ 自動化機器取引による手数料

振込手数料	自店内	系統あて	他金融機関あて
1 件につき	無 料	330円	550円

(注) 通常時間 他金融機関のキャッシュカード取引では、別途手数料が110円かかります。
 ・平日 8:45~18:00
 ・土曜 8:45~14:00
 上記以外 他金融機関のキャッシュカード取引では、別途手数料が220円かかります。

□ 定時自動送金取引による手数料

振込手数料	自店内	系統あて	他金融機関あて
1 件につき	無 料	330円	440円

(注) ・定時自動送金には別途口座振替手数料が55円かかります。

□ 総合振込(F D ・ M T ・ データ伝送による)取引による手数料

振込手数料	自店内	系統あて	他金融機関あて
1 件につき	無 料	220円	440円

□ J A データ伝送サービス (A D P) による手数料

月額基本料		5,500円/月		
任意ファイル転送サービス		33,000円/月		
振込手数料 総合振込手数料	自店内	系統あて	他金融機関あて	
1 件につき	無 料	220円	440円	
給与・賞与振込手数料	自店内	系統あて	他金融機関あて	
1 件につき	無 料	110円	330円	

□ 媒体持込による手数料

口座振込・口座振替のための媒体持込	11,000円/1 回
-------------------	-------------

■A T M利用手数料

□J AバンクのA T Mを利用する場合

(当会・県内J A・県外J Aキャッシュカード利用の場合)

区 分	ご 利 用 時 間	お引出し取引	ご入金取引
平 日 土 曜 日 日曜日・祝日	8:00~21:00	無 料	無 料

(他金融機関キャッシュカード利用の場合)

区 分	ご 利 用 時 間	お引出し取引		
		他金融機関 キャッシュカード	うち三菱UFJ銀行 キャッシュカード	うちJ Fマリンバンク キャッシュカード
平 日	8:00~ 9:00	110円	110円(8:00~8:45)	無 料
	9:00~18:00	110円	無料(8:45~18:00)	無 料
	18:00~21:00	220円	110円	無 料
土 曜 日	8:00~ 9:00	220円	110円	無 料
	9:00~14:00	110円	110円	無 料
	14:00~21:00	220円	110円	無 料
日曜日・祝日	8:00~21:00	220円	110円	無 料

□J Aバンクのキャッシュカードにより、ゆうちょ銀行等のA T Mを利用する場合

区 分	ご 利 用 時 間	お引出し取引	ご入金取引
		ゆうちょ銀行 セブン銀行 イーネット ローソン銀行	ゆうちょ銀行 セブン銀行 イーネット ローソン銀行
平 日	8:00~ 8:45	220円	220円
	8:45~18:00	110円	110円
	18:00~21:00	220円	220円
土 曜 日	8:00~ 9:00	220円	220円
	9:00~14:00	110円	110円
	14:00~21:00	220円	220円
日曜日・祝日	8:00~21:00	220円	220円

■自動化機器の設置状況

(2025年3月31日現在)

□オンラインサービスの営業時間

区分	県内ネット	全国ネット	ゆうちょ銀行 セブン銀行 イーネット ローソン銀行
平 日	8:45~19:00	8:00~21:00	
土曜日・日曜日・祝日	8:45~17:00	8:00~21:00	

(注)・ご利用時間については、A T Mの機種等によって異なりますので、詳しくはお近くのJ A・当会へおたずねください。

□A T M県内設置台数

当 会	1台
J A	157台
計	158台

■円貨両替手数料

持込枚数または受取枚数のいずれが多い枚数	当会・県内ＪＡの通帳またはキャッシュカードご提示の場合	左記以外の場合
１枚～100枚	１人１日100枚まで無料	330円
101枚～1,000枚	330円	
1,001枚以上	1,000枚ごとに330円加算	1,000枚ごとに330円加算

(注)・両替枚数は、紙幣・硬貨の合計枚数とします。ただし、1万円札は取引枚数に含みません。
・同一金種への交換（新券への交換、損券・損貨の交換）、記念硬貨の交換は無料となります。

■金種指定払戻手数料・店頭硬貨整理手数料

枚 数	金 額
１枚～100枚	１人１日100枚まで無料
101枚～1,000枚	330円
1,001枚以上	660円（1,000枚ごとに330円加算）

(注)・金種指定払戻手数料：貯金の払戻しの際に金種を指定する場合の手数料です。金種の枚数は紙幣・硬貨の合計枚数としますが、1万円札は取引枚数に含みません。
・店頭硬貨整理手数料：円硬貨を口座に入金（振込を含みます）する場合の手数料です。硬貨を計測した時点で手数料が確定し、入金（振込を含みます）を取りやめる場合も手数料がかかりますが、募金・義援金の入金（振込を含みます）については無料となります。

■成年後見支援貯金にかかる手数料

商 品	項 目	金 額
成年後見支援貯金 （普通貯金）	口座開設手数料	11,000円
	口座管理手数料（年額）	無 料
成年後見支援貯金無利息型 （決済用）	その他手数料	振替サービス「振込」または定時自動送金を利用する場合、当会所定の取扱手数料および振込手数料を申し受けます。

(注)・2021年10月1日以降に開設の成年後見支援貯金口座を対象とします。

■未利用口座にかかる手数料

商 品	項 目	金 額
普通貯金（一般・総合） 貯蓄貯金	口座管理手数料（年額）	1,320円

(注)・2021年10月1日以降に開設され、2年間利用のない残高10,000円未満の口座を対象とします。

■その他の諸手数料

項 目	料 金 基 準	金 額
自己宛小切手発行手数料	１枚につき	550円
手形帳・小切手帳交付手数料	１冊（50枚）につき	11,000円
通帳発行手数料（※1）	1冊につき	1,100円
通帳・証書再発行手数料	1冊につき	1,100円
キャッシュカード・ ＩＣキャッシュカード再発行手数料	１枚につき	1,100円
クレジット一体型ＩＣキャッシュカード 再発行手数料	１枚につき	550円
残高証明書等発行手数料（※2）		
定例発行	1通につき	550円
都度発行		1,100円
お客様指定様式		3,300円
その他各種証明書発行手数料	１枚につき	550円
相続時口座照会手数料	１件につき	5,060円
個人番号登録手数料	１件につき	無料
地方公共団体税金納付取次手数料	１枚につき	550円
取引履歴発行手数料	１枚につき	55円
国債口座管理手数料	1口座1か月につき	110円
利用目的の通知または開示にかかる手数料		
保有個人データの利用目的の通知	１通につき	1,100円
保有個人データの開示	１通につき	1,100円
第三者提供記録の開示	１通につき	1,100円

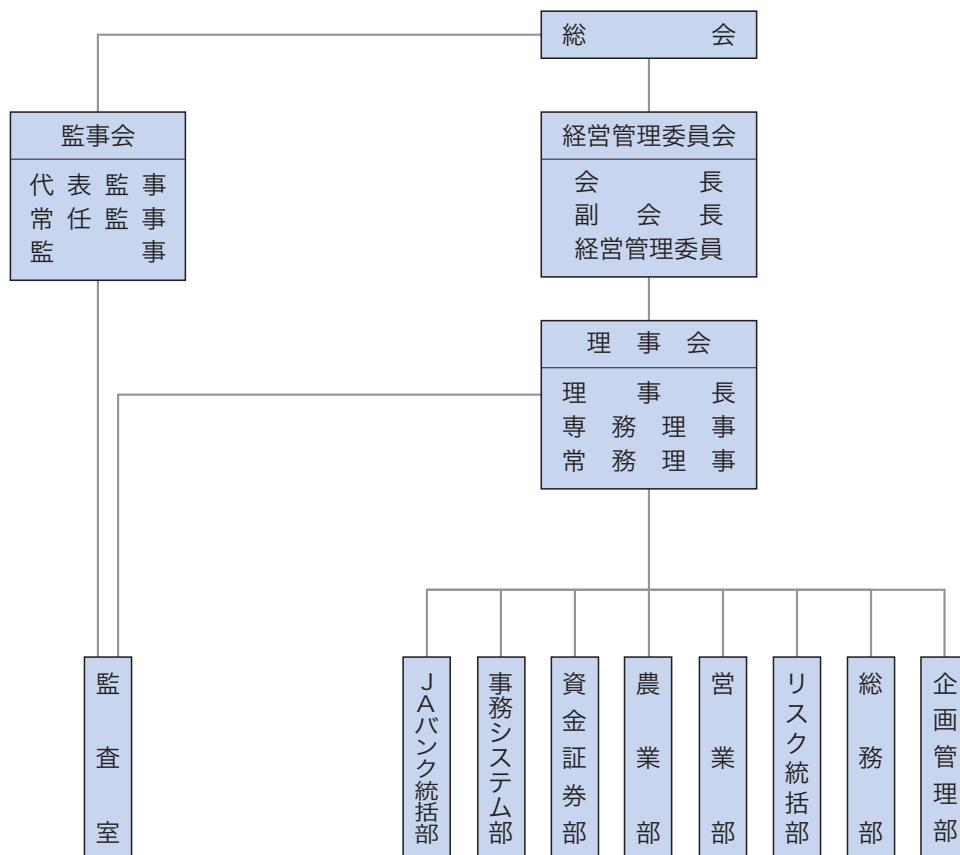
※1 2022年11月29日以降に新規開設する普通貯金口座（総合口座含む）および貯蓄貯金口座で通帳を発行（通帳レス口座からの切替含む）する場合の手数料となります。ただし、18歳未満または75歳以上の個人・法人（団体含む）の口座は対象外となります。

※2 定例発行、都度発行は、当会様式での発行となります。
お客様指定様式とは、当会様式によらず会計監査人等、お客様が指定する様式での発行となります。

組織と機構

■機構図

(2025年6月30日現在)



■役員

(2025年6月30日現在)

役 職 名		氏 名	役 職 名	氏 名
経営管理委員	経営管理委員会会長	八木岡 努	理 事	代表理事理事長 小林 富美男
	経営管理委員会副会長	金 田 富 夫		代表理事専務 岡 部 信義
	経 営 管 理 委 員	和 知 裕 一		常 務 理 事 市 村 功
	経 営 管 理 委 員	中 島 俊 光	監 事	代 表 監 事 石 塚 克 己
	経 営 管 理 委 員	川 津 修		常 任 監 事 木 曾 義 弘
	経 営 管 理 委 員	堤 隆		員 外 監 事 加 藤 溪
	経 営 管 理 委 員	秋 山 豊		

■職員数

(単位：人)

区 分	2023年度末	2024年度末
男 子	69	62
女 子	39	40
合 計	108	102

■店 舗

店 舗 名	所 在 地	代表電話番号
本 店	水戸市梅香1丁目1番4号	029-232-2015

■特定信用事業代理業者に関する事項

該当する取引はありません。

■会員数

(単位：会員数)

区 分	2023年度末	2024年度末
正 会 員	32	32
准 会 員	124	124
合 計	156	156

■会計監査人の名称

名 称	所 在 地
有限責任監査法人 トーマツ	東京都千代田区丸の内3丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング

■子会社等の状況

名 称	(株)茨城県農協電算センター	決 算 日	2025年3月31日
所 在 地	水戸市小吹町2461-1	経 常 収 益	1,462百万円
設 立 年 月 日	1979年（昭和54年）1月9日	税 引 前 当 期 利 益	52百万円
資 本 金	80百万円	当 期 純 利 益	36百万円
当 会 議 決 権 比 率	25.9%	総 資 産	1,472百万円
事 業 内 容	電算機による事務の受託	純 資 産	975百万円

□子会社等の事業概況

関連法人である株式会社茨城県農協電算センターにおいては、2024年度は中期3か年経営計画（2022年度～2024年度）の最終年度にあたり、①県域の事業システム維持管理と安定運行、②JA・連合会等へのシステム展開・サービス提供、③県域センターとしての機能・体制整備の3項目の基本方針に基づき、JAグループ茨城の情報処理部門の中核として各連合会と連携し総合情報システム、県域信用事業システムの安定運行と維持管理に取り組みました。

総合情報システム、県域信用事業システムについては、維持管理と安全運行に取り組むとともに、今年度重点事項として実施したWindows系基盤サーバおよび配信管理システムの更改について、構築および移行作業が11月に完了しました。また、拡張ネットワークの更改についても移行計画に基づき、11月に完了しました。さらに2025年度に予定されているJA向けインターネットおよびJAお知らせシステム更改について、第1フェーズとして新セキュリティソフトへの移行作業を対応しました。また、中央会と連携・協調し、JAからのシステム変更要望に対応した既存システムの維持・変更作業を実施しました。

県域信用事業システムは、当会と連携・協調して、維持管理・安定運行に努めるとともに、営業店システム稼働に向けて端末オペレーション研修、端末本設置およびオープン出納機設置の対応を実施しました。

推進部門においては、JAのOA端末機および経済・管理端末機の安全性・信頼性確保と利便性を考慮した機器総合サービス機について、サポート期限の迫ったWindows10端末から、Windows11端末への導入切替えを推進しました。また、JAグループウェア導入、JAへのワークフローシステムおよびペーパーレス会議システム等の推進に取り組みました。さらにはJAシステム事例研究会を開催し、各JAの実態に合わせ独自開発しているノーツDBおよび直売所管理システムの導入状況を紹介し、JAの事務堅確化および事務効率化支援に取り組みました。

また、関連団体支援として、水戸協同病院等3病院の病院システム運行支援を継続して行いました。情報セキュリティ対策として、ISMS（情報セキュリティ管理システム）の国内標準規格（JISQ27001:2014）を順守し、県域センターとしての安全性・信頼性確保に努めました。また、JISQ27001:2023規格への移行に向けて、要求事項にあわせた管理策の見直し等を行い、新規格の本移行審査を受け、認証継続が確定しました。

なお、当年度の当期純利益は、15百万円減の36百万円となりました。

沿革

- 1918年(大正 7年) ■当会の前身 保証責任茨城県信用組合連合会設立 (大正13年に解散)
- 1924年(大正13年) ■保証責任茨城県信用販売購買利用組合連合会と改組 (昭和19年に解散)
-
- 1944年(昭和19年) ■茨城県農業会と改組 (昭和23年に解散)
- 1948年(昭和23年) ■茨城県信用農業協同組合連合会設立 ●初 代会長に岡田 藩栄氏就任
- 1954年(昭和29年) ■農林漁業金融公庫の受託業務取扱開始 ●第2代会長に細田 武 氏就任
- 1960年(昭和35年) ■県内 J A 貯金100億円達成
- 1961年(昭和36年) ■信連貯金100億円達成
- 1963年(昭和38年) ■住宅金融公庫の受託業務取扱開始 ●第3代会長に小栗 晃 氏就任
- 1966年(昭和41年) ■本所を所在地 (茨城県 J A 会館・水戸市梅香1-1-4) に新築移転
- 1967年(昭和42年) ■県内 J A 貯金500億円達成
- 1969年(昭和44年) ■信連貯金500億円達成 ●第4代会長に鯉淵 丈男氏就任
- 1970年(昭和45年) ■県内 J A 貯金1,000億円達成
- 1971年(昭和46年) ■茨城県公金収納事務取扱開始
- 1976年(昭和51年) ■県内 J A 貯金3,000億円達成
- 1978年(昭和53年) ●第5代会長に外岡 佐近氏就任
- 1979年(昭和54年) ■(株)茨城県農協電算センター設立
全国銀行内国為替制度加盟 (当会)
- 1980年(昭和55年) ■信連貯金3,000億円達成
信連事務センター竣工 (水戸市小吹町)
- 1981年(昭和56年) ■茨城県 J A 信用事業オンラインシステム (第1次) 稼働
県内 J A 貯金5,000億円達成
- 1982年(昭和57年) ■県内 J A 貯金ネットサービス開始
- 1983年(昭和58年) ■協同カード取扱開始
- 1984年(昭和59年) ■全国銀行内国為替制度加盟 (全 J A 全店舗)
県内 J A 貯金7,000億円達成
- 1985年(昭和60年) ■全国 J A 貯金ネットサービス開始
- 1986年(昭和61年) ■茨城県コープエイド設立
国債の窓口販売業務取扱開始 (農林中央金庫業務代理)
- 1987年(昭和62年) ■常陽銀行・関東銀行と C D 提携
- 1988年(昭和63年) ■茨城県 J A 信用事業オンライン新システム (第2次) 稼働 (情報系)
-
- 1989年(平成 元年) ■I - N E T 資金サービス取扱開始 ●第6代会長に本橋 元 氏就任
県内 J A 貯金 1 兆円達成
- 1990年(平成 2年) ■業態間 C D オンライン提携開始
- 1991年(平成 3年) ■日銀歳入金等窓口受入事務取扱開始
- 1992年(平成 4年) ■ J A 宣言 (農協の愛称「 J A 」の使用開始)
- 1993年(平成 5年) ■経営改善計画スタート
- 1994年(平成 6年) ■国債等窓口販売業務の取扱開始
茨城県 J A 信用事業オンライン新システム (第3次) 稼働
- 1995年(平成 7年) ■県北・鹿行・県南・県西の各支所を廃止し、新たにつくば支店を設置
第4次全銀為替システム稼働
- 1998年(平成10年) ■当会創立50周年
J A 金融部門の愛称「 J A バンク 」の使用開始

- 1999年(平成11年) ■投資信託の窓口販売業務取扱開始 ●第7代会長に前島 雅光氏就任
- 2000年(平成12年) ■郵貯とのATM・CDオンライン業務の提携開始
- 2001年(平成13年) ■J A ネットバンク（インターネットバンキング）取扱開始
県内J A 貯金1兆2,000億円達成
- 2002年(平成14年) ■J A バンク基本方針に基づく「J A バンクシステム」稼働
- 2003年(平成15年) ■全国系統信用事業統一システム「JASTEMシステム」へ移行
第5次全銀為替システム稼働
- 2005年(平成17年) ■セブン銀行とのATM業務の提携開始 ●第8代会長に高橋 宏 氏就任
つくば支店統廃合
- 2006年(平成18年) ■生体認証付ICキャッシュカード発行開始
- 2007年(平成19年) ■全J A 全店舗、水戸手形交換所加盟
- 2008年(平成20年) ■当会創立60周年 ●第9代会長に澤田 正彦氏就任
茨城エコ事業所登録(A A A 認定)
- 2009年(平成21年) ■県内J A 貯金1兆5,000億円達成
中期経営計画（平成22年度～平成24年度）の策定
- 2011年(平成23年) ■J A S T E M新システム稼働 ●第10代会長に加倉井 豊邦氏就任
東日本大震災にかかる系統災害資金創設
第6次全銀為替システム稼働
- 2012年(平成24年) ■中期経営計画（平成25年度～平成27年度）の策定
- 2013年(平成25年) ■コンビニATM2社（イーネット、ローソン）とATM提携開始
- 2014年(平成26年) ■法人J A ネットバンク（インターネットバンキング）の取扱開始
- 2015年(平成27年) ■中期経営計画（平成28年度～平成30年度）の策定
- 2016年(平成28年) ■J A グループ茨城県域企画応援事業の実施
- 2017年(平成29年) ■県内J A 貯金1兆8,000億円達成 ●第11代会長に佐野 治 氏就任
移動店舗車導入（J A 常陸）
- 2018年(平成30年) ■当会創立70周年
中期経営計画（2019年度～2021年度）の策定
-
- 2019年(令和 元年) ■個人型確定拠出年金「iDeCo」取扱開始
- 2020年(令和 2年) ■共用携帯用端末機の導入 ●第12代会長に八木岡 努氏就任
新型コロナウイルスにかかる系統農業災害資金創設
- 2021年(令和 3年) ■県内J A 貯金1兆9,000億円達成
中期経営計画(2022年度～2024年度)の策定
J A バンク茨城優遇プログラム取扱開始
- 2022年(令和 4年) ■子ども食堂応援定期貯金創設
ウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等対策資金創設
通帳レス口座取扱開始
貸出システム稼働
- 2023年(令和 5年) ■系統マネロン管理システム稼働
事務センター非常用発電機設置（72時間稼働）
- 2024年(令和 6年) ■中期経営計画（2025年度～2027年度）の策定
営業店システム稼働
- 2025年(令和 7年) ■サステナビリティ基本方針策定・TCFD提言を踏まえた情報開示

県内JA一覧

(2025年6月30日現在)

J A 名	郵便番号	住 所	電話番号	店舗数
水戸	311-4141	水戸市赤塚2-27	029-254-5116	7
常陸	313-0013	常陸太田市山下町3889	0294-72-9128	22
日立市多賀	316-0003	日立市多賀町1-12-10	0294-33-0048	1
茨城旭村	311-1415	鉾田市造谷1379-18	0291-37-0111	1
ほこた	311-1504	鉾田市安房1654-3	0291-33-5343	1
なめがたしおさい	314-0148	神栖市深芝2752-5	0299-93-5510	9
稲敷	300-0504	稲敷市江戸崎甲3016-3	029-892-6643	4
水郷つくば	300-0833	土浦市小岩田西1-1-11	029-822-0537	14
つくば市	305-0027	つくば市東岡335	029-857-3112	7
つくば市谷田部	305-0861	つくば市谷田部2074-1	029-836-0351	2
茨城みなみ	300-1537	取手市毛有111	0297-63-2209	6
やさと	315-0116	石岡市柿岡3236-6	0299-43-1101	3
新ひたち野	315-0035	石岡市南台3-21-14	0299-56-5800	5
北つくば	308-0051	筑西市岡芹2222	0296-25-6612	11
常総ひかり	304-0814	下妻市宗道2028	0296-30-1213	7
茨城むつみ	306-0404	猿島郡境町大字長井戸23	0280-87-5170	7
岩井	306-0631	坂東市岩井2229	0297-35-1464	5
合 計				112

組
織

県内JA一覧

■ J Aグループ茨城エリアマップ

(2025年6月30日現在)

地区名	地区別 J A 数
県 北	3 J A
鹿 行	3 J A
県 南	7 J A
県 西	4 J A
合 計	17 J A

◎信連本店所在地



組
織

県内 J A 一 覧

資料編

CONTENTS

経営状況に関する事項

財務諸表	貸借対照表	43
	損益計算書	44
	剰余金処分計算書	45
	キャッシュ・フロー計算書	46
	注記表	47
経営諸指標	最近の5事業年度の主要な経営指標	57
	利益総括表	57
	事業純益	57
	資金運用収支の内訳	58
	受取・支払利息の増減額	58
	利益率	58
	貯貸率・貯証率	58
貯金業務	科目別貯金平均残高	59
	金利条件別定期貯金残高	59
貸出業務	科目別貸出金平均残高	60
	金利条件別貸出金残高	60
	担保の種類別貸出金残高	60
	担保の種類別債務保証見返り残高	60
	使途別貸出金残高	60
	業種別貸出金残高	61
	主要な農業関係の貸出金残高	61
	貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	62
	貸出金償却の額	62
	農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	63
	元本補填契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況	63
有価証券業務	種類別有価証券平均残高	64
	商品有価証券種類別平均残高	64
	有価証券残存期間別残高	64
有価証券の時価情報等	有価証券	65
	金銭の信託	67
	デリバティブ取引	67
	金融等デリバティブ取引	67
	有価証券店頭デリバティブ取引	67
受託・為替業務等	受託貸付金残高	68
	内国為替の取扱実績	68
	公共債等の窓口販売実績	68

自己資本の充実の状況に関する事項

1 自己資本の状況	69
2 信用リスクに関する事項	75
3 信用リスク削減手法に関する事項	81
4 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項	83
5 証券化エクスポージャーに関する事項	84
6 CVAリスクに関する事項	86
7 マーケット・リスクに関する事項	86
8 オペレーショナル・リスクに関する事項	86
9 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	87
10 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	88
11 金利リスクに関する事項	88

役員等の報酬体系

役員等の報酬体系	91
----------	----

財務諸表

■貸借対照表

(単位：百万円)

科目	2023年度 (2024年3月31日現在)	2024年度 (2025年3月31日現在)	科目	2023年度 (2024年3月31日現在)	2024年度 (2025年3月31日現在)
(資産の部)			(負債の部)		
現金	3,571	2,657	貯金	1,473,568	1,446,023
預け金	809,628	767,805	当座貯金	30,958	32,764
系統預け金	807,187	764,480	普通貯金	9,237	9,118
系統外預け金	2,441	3,324	貯蓄貯金	3	1
買入金銭債権	23,921	9,709	通知貯金	—	800
金銭の信託	38,402	39,120	別段貯金	443	279
有価証券	459,123	464,268	定期貯金	1,432,856	1,402,986
国債	124,265	119,393	定期積金	68	72
地方債	27,105	23,492	債券貸借取引受入担保金	18,504	30,505
短期社債	—	7,997	借入金	26,630	—
社債	118,229	117,449	代理業務勘定	18	27
外国証券	43,087	41,508	その他負債	3,736	6,598
株式	8,145	7,777	未払法人税等	4	124
受益証券	138,047	146,416	貯金利子諸税その他	0	0
投資証券	240	232	従業員預り金	257	254
貸出金	212,183	193,267	仮受金	2,137	2,464
手形貸付	645	671	その他の負債	6	5
証書貸付	150,388	149,315	未払費用	1,288	1,719
当座貸越	8,662	8,204	前受収益	2	2
金融機関貸付	52,487	35,075	約定取引未決済借	—	1,999
その他資産	2,434	2,201	未決済為替借	39	27
従業員貸付金	1	2	諸引当金	5,497	5,514
差入保証金	81	81	相互援助積立金	4,616	4,675
仮払金	24	30	賞与引当金	42	43
その他の資産	1,215	646	退職給付引当金	826	778
未収収益	1,106	1,437	役員退職慰労引当金	11	15
未決済為替貸	4	3	債務保証	960	985
有形固定資産	373	350	負債の部合計	1,528,915	1,489,655
建物	206	190	(純資産の部)		
土地	113	113	出資金	40,208	40,208
その他の有形固定資産	52	45	(うち後配出資金)	(14,660)	(14,660)
無形固定資産	21	24	利益剰余金	49,252	49,518
ソフトウェア	18	20	利益準備金	22,185	22,685
その他の無形固定資産	3	3	その他利益剰余金	27,066	26,832
外部出資	68,898	86,428	リスク管理積立金	3,400	3,400
系統出資	68,056	85,586	外部出資減損対応積立金	500	500
系統外出資	821	821	システム積立金	500	500
子会社等出資	20	20	農林年金特例業務積立金	188	188
繰延税金資産	1,185	4,906	特別積立金	18,643	18,643
債務保証見返	960	985	当期末処分剰余金	3,834	3,600
貸倒引当金	△ 3,823	△ 3,573	(うち当期剰余金)	(2,266)	(2,323)
			会員資本合計	89,460	89,727
			その他有価証券評価差額金	△ 1,495	△ 11,231
			評価・換算差額等合計	△ 1,495	△ 11,231
			純資産の部合計	87,965	78,495
資産の部合計	1,616,880	1,568,150	負債及び純資産の部合計	1,616,880	1,568,150

■損益計算書

(単位：百万円)

科 目	2023年度 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)	2024年度 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)
経常収益	14,874	13,516
資金運用収益	9,566	10,944
貸出金利息	1,281	1,152
預け金利息	16	265
有価証券利息配当金	4,006	4,457
その他受入利息	4,263	5,069
(うち受取奨励金)	(4,144)	(5,015)
(うち受取特別配当金)	(62)	(0)
役務取引等収益	993	992
受入為替手数料	22	23
その他の受入手数料	970	968
その他事業収益	2,147	89
受取助成金	12	10
国債等債券売却益	1,101	66
金融派生商品収益	—	3
その他の事業収益	1,033	9
その他経常収益	2,166	1,489
貸倒引当金戻入益	232	246
株式等売却益	712	85
金銭の信託運用益	1,175	1,118
その他の経常収益	45	39
経常費用	12,519	10,844
資金調達費用	7,938	7,750
貯金利息	41	588
借用金利息	16	—
債券貸借取引支払利息	2	28
その他支払利息	7,877	7,133
(うち支払奨励金)	(7,869)	(7,125)
役務取引等費用	1,139	1,164
支払為替手数料	4	4
その他の支払手数料	1,130	1,157
その他の役務取引等費用	3	3
その他事業費用	1,367	259
支払助成金	2	1
国債等債券売却損	1,365	257
経費	1,565	1,528
人件費	899	870
物件費	577	576
税金	89	81
その他経常費用	507	140
相互援助積立金繰入額	58	58
株式等売却損	365	2
金銭の信託運用損	75	73
その他の経常費用	8	6
経常利益	2,354	2,672
特別利益	1	—
固定資産処分益	1	—
特別損失	2	0
固定資産処分損	2	0
税引前当期利益	2,353	2,672
法人税、住民税及び事業税	14	346
法人税等調整額	72	2
法人税等合計	87	349
当期剰余金	2,266	2,323
当期首繰越剰余金	1,568	1,277
当期末処分剰余金	3,834	3,600

■剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	2023年度	2024年度
1 当期末処分剰余金	3,834	3,600
2 剰余金処分別	2,556	2,465
(1) 利益準備金	500	500
(2) 任意積立金	—	—
リスク管理積立金	—	—
(3) 出資配当金	617	628
普通出資に対する配当金	510	510
後配出資に対する配当金	106	117
(4) 事業分量配当金	1,439	1,337
3 次期繰越剰余金	1,277	1,135

- 出資金の配当率 年2.0%（ただし、後配出資金の配当率 年0.8%）です。
- 事業の利用分量に対する配当金の分配の基準は、次のとおりです
信用事業を営む総合農協および総合農協以外の正・准会員における1か年以上の定期貯金の平均残高（中途解約を除く）から、同貯金の担保差し入れ期間に対応する平均残高および当座貸越平均残高を控除した額に対し、2023年度は0.1018%、2024年度は0.0964%です。
- 任意積立金のうち目的積立金の種類、積立目的、取崩基準、積立目標額等は次のとおりです。

(単位：百万円)

種 類	積立目的および取崩基準	積立目標額
リスク管理積立金	安定的還元に資するための運用資産増強にあたり、予測しがたい諸リスクに備えて積み立てます。 経営管理委員会の決議に基づき、上記目的に照らして必要な額を取り崩します。	5,000
外部出資減損対応積立金	外部出資の減損リスクに備えて積み立てます。 経営管理委員会の決議に基づき、上記目的に照らして必要な額を取り崩します。	500
システム積立金	利用者の利便性向上や事務効率化を目的にJ Aバンク営業店システム等のシステム導入に備えて積み立てます。 経営管理委員会の決議に基づき、上記目的に照らして必要な額を取り崩します。	500
農林年金特例業務負担積立金	農林年金制度完了に伴う将来の特例業務負担金の一括費用処理に備えて積み立てます。 経営管理委員会の決議に基づき、上記目的に照らして必要な額を取り崩します。	188

■キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	2023年度 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)	2024年度 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	2,353	2,672
減価償却費	39	36
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 232	△ 249
退職給付引当金の増減額（△は減少）	△ 82	△ 47
その他の引当金・積立金の増減額（△は減少）	57	64
資金運用収益	△ 9,566	△ 10,944
資金調達費用	7,938	7,750
有価証券関係損益（△は益）	359	441
金銭の信託の運用損益（△は運用益）	△ 1,100	△ 1,045
固定資産処分損益（△は益）	1	0
貸出金の純増（△）減	8,027	18,915
預け金の純増（△）減	10,700	23,500
貯金の純増減（△）	5,552	△ 27,544
借入金の純増減（△）	△ 21,100	△ 26,630
債券貸借取引受入担保金の純増減（△）	△ 8,498	12,000
コールローン等の純増（△）減	3,271	14,212
資金運用による収入	10,680	11,732
資金調達による支出	△ 8,047	△ 7,316
事業分量配当金の支払額	△ 534	△ 1,439
その他	2,051	882
小計	1,871	16,990
法人税等の支払額	△ 135	△ 227
事業活動によるキャッシュ・フロー	1,736	16,763
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 145,435	△ 185,786
有価証券の売却による収入	108,964	50,320
有価証券の償還による収入	39,038	119,134
金銭の信託の増加による支出	△ 99	△ 1,939
金銭の信託の減少による収入	1,872	434
固定資産の取得による支出	△ 117	△ 15
固定資産の売却による収入	0	0
外部出資による支出	-	△ 17,530
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,222	△ 35,382
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	△ 3,860	-
出資の増額による収入	3,360	-
出資配当金の支払額	△ 591	△ 617
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,091	△ 617
4 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	4,866	△ 19,236
5 現金及び現金同等物の期首残高	47,517	52,384
6 現金及び現金同等物の期末残高	52,384	33,147

■ 注記表

2023年度 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
- ・満期保有目的の債券……定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・関連法人等株式……原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・その他有価証券
……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、1998年（平成10年）4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年（平成28年）4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建 物 | 3年～50年 |
| その他 | 3年～30年 |
- (5) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (6) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (7) 引当金の計上方法
- ① 貸倒引当金
- 貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。
- 正常先及び要注意先に対する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、要管理先に対する債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。
- 破綻懸念先に対する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 破綻先及び実質破綻先に対する債権については、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
- なお、債務者は「自己査定手続」に則り、次のとおり区分しております。
- 正 常 先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
- 要 注 意 先：貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者
- 要 管 理 先：要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権である債務者
- その他の要注意先：要注意先のうち要管理先以外の債務者
- 破綻懸念先：現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状況にあり、経営改善改革等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
- 実質破綻先：破綻先と実質的に同等の状況にある債務者
- 破 綻 先：破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生して

いる債務者

すべての債権は、「自己査定要領」に基づき、資産の実行部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産監査部門が査定結果を監査しております。

② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見込額を計上しております。

⑤ 相互援助積立金

相互援助積立金は、「茨城県ＪＡバンク支援制度要領」に基づき、ＪＡバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。

(8) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

2 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る財務諸表に計上した額

貸倒引当金 3,823百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項」、「(7)引当金の計上基準」、「①貸倒引当金」に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

③ 翌事業年度に係る財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,668百万円であります。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車、パソコン及びその他業務用機器があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超	合 計
オペレーティング・リース	6	7	13

(3) 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
系統預け金	20,000百万円
有価証券	18,458百万円
担保資産に対応する債務	
証書借入金	19,530百万円
債券貸借取引受入担保金	18,504百万円

上記のほか、為替決済に係る担保として系統預け金47,000百万円、収納代理等に係る担保として系統外預け金11百万円、先物取引証拠金等の代用として有価証券1,022百万円を差し入れております。

- (4) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に15,039百万円含まれております。

2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

- (5) 子会社等に対する金銭債権はありません。
- (6) 子会社等に対する金銭債務の総額は514百万円であります。
- (7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
- (8) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。
- (9) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。
- | | |
|--------------------|----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 282百万円 |
| 危険債権額 | 5,066百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | －百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | －百万円 |
| 合計額 | 5,349百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものであります。
- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- (10) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、利用者からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、39,309百万円であります。
- (11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金12,350百万円が含まれております。

4 損益計算書に関する事項

- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 22百万円 |
| うち事業取引高 | 22百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | －百万円 |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 311百万円 |
| うち事業取引高 | 311百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | －百万円 |

5 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- ①金融商品に対する取組方針
- 当会は、茨城県を事業区域として、地元のＪＡ等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。
- ＪＡは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。
- 当会では、これを原資として、資金を必要とするＪＡや農業に関連する企業・団体及び県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。
- また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。
- ②金融商品の内容及びそのリスク
- 当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（及び個人）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券等であり、貸出金は、利用者の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。
- 金銭の信託は特定金銭信託及び指定金外信託により運用しており、その構成資産は、債券及び投資信託等であり、純投資目的（運用目的及びその他目的）で保有しております。これらは、金利の変動リスク

及び市場価格の変動リスク等に晒されております。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金は、農林中央金庫から借り入れた日銀成長基盤強化支援資金であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、営業部のほかりリスク統括部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

b 市場リスクの管理

(a) 当会では、「金利リスク」を含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置づけ、主体的にリスクテイクを行うことにより、効率的な市場ポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保を目指しております。

リスクテイクを行うにあたっては、市場ポートフォリオのリスク量、各アセットクラスのリスク・リターン、アセットクラス間の相関等を踏まえ、市場ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した分散投資を基本とし、財務の状況、市場環境等に応じて、アロケーションを行っております。

また、内部牽制の強化を目的として、取引実施部署と後方事務部門を分離し、リスク量の計測及び与信限度等の月次モニタリングはリスク統括部が行い、相互牽制が働く体制を整えております。

リスク量に対する対処方針等については、ＡＬＭ委員会及びリスク管理委員会にて協議し、経営管理委員会及び理事会で決定し、市場関連リスク全体の管理を実施しております。

(b) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引であります。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会のVaRは、市場統合VaR算出ツール（農林中央金庫）では分散共分散法（保有期間60営業日、信頼区間99.0%、観測期間1,000日）、野村i-Port（野村證券）では分散共分散法（保有期間60営業日、信頼区間99.0%、観測期間5年）により算出しており、2024年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で13,829百万円であります。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ＡＬＭを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

2023年度 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の貸借対照表計上額及時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)			
	貸借対照表 計上額	時価	差額
預け金	809,628	809,261	△366
買入金銭債権			
その他目的	1	1	－
有価証券に該当しないもの	23,919	23,919	－
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	3,433	3,433	－
その他の金銭の信託	34,968	34,968	－
有価証券			
満期保有目的の債券	11,511	11,459	△51
その他有価証券	447,611	447,611	－
貸出金	212,183		
貸倒引当金	△3,636		
貸倒引当金控除後	208,546	208,345	△201
資産計	1,539,621	1,539,001	△620
貯金	1,473,568	1,472,879	△688
借入金	26,630	26,622	△7
債券貸借取引受入担保金	18,504	18,504	－
負債計	1,518,702	1,518,006	△696

- (注) 1. その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。
2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下「OIS」という) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっております。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記d及びeと同様の方法により評価しております。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しております。地方債や社債については、公表された相場価格を用いております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっております。

なお、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しております。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれております。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸

倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

c 債券貸借取引受入担保金

短期間で決済されることから、当該帳簿額を時価としております。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額	
非上場株式	109百万円
組合出資金等	1,181百万円
その他外部出資	67,607百万円

(注) 1. 非上場株式及びその他外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

2. 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。なお、組合出資金は、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号 2022年10月28日)第132項で定める任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等を含めております。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)						
	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超
		2年以内	3年以内	4年以内	5年以内	
預け金	809,628	－	－	－	－	－
買入金銭債権						
その他目的のうち満期があるもの	－	－	－	－	－	1
有価証券に該当しないもの	19,900	3,000	1,000	－	－	－
有価証券						
満期保有目的の債券	－	300	700	－	6,100	4,500
その他有価証券のうち満期があるもの	23,587	47,452	50,322	51,967	46,055	195,094
貸出金	60,673	30,950	23,813	22,499	24,512	49,449
合計	913,790	81,703	75,835	74,467	76,668	249,046

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)4,121百万円については「1年以内」に含めております。また、期限のない劣後特約付

2023年度 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

貸出金11,550百万円については「5年超」に含めております。
 2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等
 279百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。
 3. 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定額の一部実行案件4百
 万円は償還日が特定できないため含めておりません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
 (単位：百万円)

	1年以内	1年超	2年超	3年超	4年以内	5年以内	5年超
貯金	1,470,915	345	179	2	2,124	—	—
借入金	26,630	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引	18,504	—	—	—	—	—	—
受入担保金	—	—	—	—	—	—	—
合計	1,516,050	345	179	2	2,124	—	—

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めており
 ます。

6 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりでありま
 す。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」が含まれておりま
 す。

①満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価
 及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種 類	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	社 債	400	400	0
	その他	2,300	2,309	9
	小計	2,700	2,710	10
時価が貸借対照表 計上額を超えない もの	国 債	2,424	2,382	△42
	社 債	3,787	3,778	△9
	その他	2,599	2,588	△10
	小計	8,811	8,749	△62
	合計	11,511	11,459	△51

②その他の有価証券

その他の有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価
 及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種 類	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株 式	8,127	3,065	5,061
	債 券	67,785	65,161	2,623
	国 債	43,149	40,763	2,386
	地方債	300	299	0
	社 債	14,397	14,306	90
	その他	9,938	9,791	146
	その他	48,288	36,224	12,063
	小計	124,200	104,452	19,748
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株 式	18	19	△1
	債 券	233,391	242,322	△8,931
	国 債	78,691	83,277	△4,586
	地方債	26,805	29,262	△2,456
	社 債	99,644	100,712	△1,068
	その他	28,250	29,069	△819
	その他	90,002	101,855	△11,853
	小計	323,412	344,198	△20,785
	合計	447,613	448,650	△1,037

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金資産295百万円を加えた金額△742
 百万円が、「その他の有価証券評価差額金」に含まれております。

③非保有区分口

非保有区分口において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及
 びこれらの差額については、次のとおりであります。

貸借対照表計上額が取得原価を超えないもののみとなります。

(単位：百万円)

種 類	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	その他 23,919	23,919	—
	小計 23,919	23,919	—
	合計 23,919	23,919	—

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株 式	115	9	40
債 券	76,493	1,101	1,365
その他	6,253	703	325
合 計	82,862	1,813	1,731

7 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

(1)	運用目的の金銭の信託				
	貸借対照表計上額			3,433百万円	
	当年度の損益に含まれた評価差額			一百万円	
(2)	その他の金銭の信託			(単位：百万円)	
	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの
その他の 金銭の信託	34,968	36,010	△1,041	303	1,345

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金資産288百万円を加えた金額△753
 百万円が、「その他の有価証券評価差額金」に含まれております。
 2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対
 照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内
 訳であります。

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制
 度）を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与
 と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び
 退職給付費用を計算しております。

②確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	908百万円
退職給付費用	49百万円
退職給付の支払額	△131百万円
期末における退職給付引当金	826百万円

b 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	826百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	826百万円
退職給付引当金	826百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	826百万円

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	49百万円
----------------	-------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度
 の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法
 律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特
 例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担
 金を含めて計上しております。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の
 額は、11百万円となっております。

また、存続組合より示された2024年3月現在における2032年（令
 和14年）3月までの特例業務負担金の将来見込額は、86百万円となっ
 ております。

2023年度 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

9 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等	
繰延税金資産	
相互援助積立金超過額	1,277百万円
貸倒引当金超過額	1,007百万円
未払奨励金否認額	319百万円
退職給付引当金超過額	228百万円
減価償却超過額	36百万円
未払事業税	0百万円
賞与引当金超過額	11百万円
その他有価証券評価差額金	583百万円
その他	13百万円
繰延税金資産小計	3,477百万円
評価性引当額	△2,292百万円
繰延税金資産合計(A)	1,185百万円
繰延税金負債	－百万円
繰延税金負債合計(B)	－百万円
繰延税金資産の純額(A)+(B)	1,185百万円
(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因	
法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.11%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 6.73%
事業分量配当金	△ 16.92%
住民税均等割等	0.19%
評価性引当金の増減	△ 1.09%
その他	0.50%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.71%

10 持分法損益等に関する事項

関連法人等に対する投資の金額	20百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	243百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	13百万円

11 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の普通預け金であります。

■ 注記表

2024年度 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しております。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分毎に次のとおり行っております。
- ・満期保有目的の債券……………定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・関連法人等株式……………原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・その他有価証券……………時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については原価法（売却原価は、移動平均法により算定）。
- なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っております。
- (3) 金銭の信託（合同運用を除く）において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位毎に当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しております。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、1998年（平成10年）4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに2016年（平成28年）4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|--------|
| 建 物 | 3年～50年 |
| その他 | 3年～30年 |

- (6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。そのうち自社利用のソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- (7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (8) 引当金の計上方法
- ①貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

正常先及び要注意先に対する債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、要管理先に対する債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先に対する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻先及び実質破綻先に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

なお、債務者は「自己査定手続」に則り、次のとおり区分しております。

正 常 先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

要 注 意 先：貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者

要 管 理 先：要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権である債務者

破綻懸念先：現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状況にあり、経営改善改革等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

実質破綻先：破綻先と実質的に同等の状況にある債務者

破 綻 先：破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生して

いる債務者

すべての債権は、「自己査定要領」に基づき、資産の実行部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産監査部門が査定結果を監査しております。

②賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しております。

③退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見込額を計上しております。

⑤相互援助積立金

相互援助積立金は、「茨城県ＪＡバンク支援制度要領」に基づき、ＪＡバンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しております。

(9) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しております。

2 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 3,573百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項」「(8)引当金の計上基準」「①貸倒引当金」に記載しております。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

③翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、1,649百万円であります。
- (2) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な固定資産として自動車、パソコン及びその他業務用機器があり、未経過リース料年度末残高相当額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	1年以内	1年超	合 計
オペレーティング・リース	8	16	25

(3) 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 30,519百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 30,505百万円

上記のほか、為替決済にかかる担保として系統預け金40,000百万円、収納代理等にかかる担保として系統外預け金11百万円、先物取引証拠金等の代用として有価証券1,003百万円を差し入れております。

(4) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に14,041百万円含まれております。

(5) 子会社等に対する金銭債権はありません。

2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

- (6) 子会社等に対する金銭債務の総額は500百万円であります。
 (7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。
 (8) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。

- (9) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりであります。
- | | |
|--------------------|----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 279百万円 |
| 危険債権額 | 4,664百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | －百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | －百万円 |
| 合計額 | 4,944百万円 |

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権ならびに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- (10) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、利用者からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、41,407百万円であります。

- (11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金800百万円が含まれております。

4 損益計算書に関する事項

- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 子会社等との取引による収益総額 | 23百万円 |
| うち事業取引高 | 23百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | －百万円 |
| (2) 子会社等との取引による費用総額 | 318百万円 |
| うち事業取引高 | 318百万円 |
| うち事業取引以外の取引高 | －百万円 |

5 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当会は、茨城県を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関であります。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっております。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っております。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っております。

②金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（及び個人）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託及び有価証券等であり、貸出金は、利用者の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

金銭の信託は特定金銭信託及び指定金外信託により運用しており、その構成資産は、債券及び投資信託等であり、純投資目的（運用目的及びその他目的）で保有しております。これらは、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスク等に晒されております。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件毎の与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、営業部、農業部のほかリスク統括部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、リスク統括部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

b 市場リスクの管理

(a) 市場リスクに対する取組み

当会では、「金利リスク」を含む市場リスクを極めて重要な収益源と位置づけ、主体的にリスクテイクを行うことにより、効率的な市場ポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保を目指しております。

リスクテイクを行うにあたっては、市場ポートフォリオのリスク量、各アセットクラスのリスク・リターン、アセットクラス間の相関等を踏まえ、市場ポートフォリオ全体のリスクバランスに配慮した分散投資を基本とし、財務の状況、市場環境等に応じて、アロケーションを行っております。

また、内部牽制の強化を目的として、取引実施部署と後方事務部門を分離し、リスク量の計測及び与信限度等の月次モニタリングはリスク統括部が行い、相互牽制が働く体制を整えております。

リスク量に対する対処方針等については、ALM委員会及びリスク管理委員会にて協議し、経営管理委員会及び理事会で決定し、市場関連リスク全体の管理を実施しております。

(b) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引であります。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当会のVaRは、市場統合VaR算出ツール（農林中央金庫）では分散共分散法（保有期間60営業日、信頼区間99.0%、観測期間1,000日）、野村i-Port（野村證券株式会社）では分散共分散法（保有期間60営業日、信頼区間99.0%、観測期間5年）により算出しており、2025年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で12,655百万円であります。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

- (2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年度 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しております。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
預け金	767,805	766,354	△1,451
買入金銭債権			
有価証券に該当しないもの	9,709	9,709	－
金銭の信託			
運用目的の金銭の信託	3,430	3,430	－
その他の金銭の信託	35,690	35,690	－
有価証券			
満期保有目的の債券	24,917	24,220	△696
その他有価証券	439,351	439,351	－
貸出金	193,267		
貸倒引当金	△3,405		
貸倒引当金控除後	189,862	188,290	△1,572
資産計	1,470,765	1,467,045	△3,720

貯金	1,446,023	1,443,194	△2,829
債券貸借取引受入担保金	30,505	30,505	－
負債計	1,476,529	1,473,699	△2,829

(注) 1. その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

2. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ (Overnight Index Swap 以下、「OIS」という。) のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 買入金銭債権

ブローカー等の第三者から入手した評価額によっております。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記d及びeと同様の方法により評価しております。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しております。地方債や社債については、公表された相場価格を用いております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっております。なお、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しております。

相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド、金利ボラティリティ等が含まれております。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分

毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しております。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

b 債券貸借取引受入担保金

短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれておりません。

貸借対照表計上額

非上場株式	109百万円
組合出資金等	1,181百万円
その他外部出資	85,137百万円

(注) 1. 非上場株式及びその他外部出資については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

2. 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。なお、組合出資金は、「金融商品会計に関する実務指針」(移管指針第9号 2024年7月1日)第132項で定める任意組合、匿名組合、パートナーシップ、リミテッド・パートナーシップ等を含めております。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	767,805	－	－	－	－	－
買入金銭債権						
有価証券に該当しないもの	8,700	1,000	－	－	－	－
有価証券						
満期保有目的の債券	300	700	2,400	6,300	12,200	3,100
その他有価証券のうち満期があるもの	52,426	48,640	49,623	43,199	31,700	189,968
貸出金	44,887	24,599	29,032	28,898	23,615	41,959
合計	874,119	74,939	81,056	78,397	67,515	235,027

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越(融資型を除く)3,245百万円については「1年以内」に含めております。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等274百万円は償還の予定が見込まれないため、含めておりません。

3. 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定額の一部実行案件1百万円は償還日が特定できないため含めておりません。

⑤有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	1,440,878	185	784	2,120	2,053	－
債券貸借取引	30,505	－	－	－	－	－
受入担保金						
合計	1,471,384	185	784	2,120	2,053	－

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めております。

2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

6 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、有価証券のほか、「買入金銭債権」が含まれております。

①満期保有目的の債券
満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)				
	種 類	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	社 債	400	400	0
	小計	400	400	0
時価が貸借対照表 計上額を超えない もの	国 債	2,428	2,138	△289
	社 債	14,388	14,106	△282
	その他	7,699	7,575	△124
	小計	24,517	23,819	△697
	合計	24,917	24,220	△696

②その他有価証券
その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)				
	種 類	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株 式	7,716	3,041	4,674
	債 券	30,269	29,515	754
	国 債	25,870	25,191	678
	社 債	1,236	1,229	6
	その他	3,163	3,094	69
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	その他	61,197	50,901	10,295
	小計	99,183	83,458	15,724
	株 式	61	62	△1
	債 券	254,654	272,570	△17,916
	国 債	91,094	101,101	△10,007
	地方債	23,492	27,782	△4,290
	短期社債	7,997	7,999	△2
	社 債	101,424	103,786	△2,361
	その他	30,645	31,900	△1,255
	その他	85,452	97,041	△11,589
	小計	340,167	369,674	△29,506
	合計	439,351	453,132	△13,781

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金資産3,820百万円を加えた金額△9,961百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

③非保有区分口
非保有区分口において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもののみとなります。

(単位：百万円)				
	種 類	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	その他	9,709	9,709	—
	小計	9,709	9,709	—
	合計	9,709	9,709	—

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位：百万円)				
	売却額	売却益	売却損	
株 式	13	—	2	
債 券	25,093	66	257	
その他	1,792	85	0	
合 計	26,899	151	259	

7 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。
(1) 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額	3,430百万円
当年度の損益に含まれた評価差額	—百万円
(2) その他の金銭の信託	(単位：百万円)

	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	うち貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの
その他の 金銭の信託	35,690	37,445	△1,755	56	1,811

(注) 1. 上記差額合計から繰延税金資産485百万円を加えた金額△1,270百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付
①採用している退職給付制度の概要
当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。
当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

②確定給付制度	
a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表	
期首における退職給付引当金	826百万円
退職給付費用	46百万円
退職給付の支払額	△94百万円
期末における退職給付引当金	778百万円
b 退職給付債務と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
非積立型制度の退職給付債務	778百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	778百万円
退職給付引当金	778百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	778百万円
c 退職給付に関連する損益	
簡便法で計算した退職給付費用	46百万円

(2) 人件費には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しております。
なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、10百万円となっております。
また、存続組合より示された2025年3月現在における2032年（令和14年）3月までの特例業務負担金の将来見込額は、73百万円となっております。

9 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等	
繰延税金資産	
相互援助積立金超過額	1,326百万円
貸倒引当金超過額	1,011百万円
未払奨励金否認額	304百万円
退職給付引当金超過額	220百万円
減価償却超過額	35百万円
未払事業税	20百万円
賞与引当金超過額	12百万円
その他有価証券評価差額金	4,305百万円
その他	14百万円
繰延税金資産小計	7,253百万円
評価性引当額	△2,346百万円
繰延税金資産合計(A)	4,906百万円
繰延税金負債	—百万円
繰延税金負債合計(B)	—百万円
繰延税金資産の純額(A)+(B)	4,906百万円

2024年度 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.09%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.91%
事業分量配当金	△13.84%
住民税均等割等	0.17%
評価性引当金の増減	△0.14%
その他	0.05%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.07%

(3) 税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

防衛特別法人税が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日に開始する年度に解消が見込まれる一時差異について、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の27.66%から28.37%に変更されました。その結果、繰延税金資産が6,280千円増加し、法人税等調整額が6,280千円減少しています。

10 持分法損益等に関する事項

関連法人等に対する投資の金額	20百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	252百万円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	9百万円

11 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の普通預け金及び通知預け金であります。

経営諸指標

■最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益	14,344	14,260	14,400	14,874	13,516
事業純益	2,214	2,121	△164	897	1,531
経常利益	2,116	2,425	2,699	2,354	2,672
当期剰余金	1,670	1,902	2,327	2,266	2,323
出資金 (出資口数)	31,499 (3,149,912)	34,019 (3,401,902)	36,848 (3,684,892)	40,208 (4,020,892)	40,208 (4,020,892)
純資産額	92,040	87,883	80,221	87,965	78,495
総資産額	1,717,388	1,679,907	1,635,474	1,616,880	1,568,150
貯金等残高	1,480,141	1,467,791	1,468,015	1,473,568	1,446,023
預け金残高	867,857	800,001	816,139	809,628	767,805
貸出金残高	238,157	238,466	220,211	212,183	193,267
有価証券残高	500,276	508,081	458,291	459,123	464,268
剰余金配当金額	997	1,062	1,126	2,056	1,965
・普通出資配当額	510	510	510	510	510
・後配出資配当額	38	59	80	106	117
・事業分量配当額	448	491	534	1,439	1,337
職員数	118	117	114	108	102
単体自己資本比率	14.48	14.14	14.37	14.61	14.16

- (注) 1. 貯金等残高には、譲渡性貯金が含まれています。
 2. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年3月28日付金融庁・農林水産省告示第2号(最終改正：令和2年3月31日付金融庁・農林水産省告示第2号))に基づき算出しています。

■利益総括表

(単位：百万円、%)

	2023年度	2024年度	増減
資金運用収支	1,830	3,401	1,571
資金運用収益	9,566	10,944	1,378
資金調達費用	7,736	7,543	△193
役務取引等収支	△145	△172	△26
役務取引等収益	993	992	0
役務取引等費用	1,139	1,164	25
その他事業収支	779	△169	△949
その他事業収益	2,147	89	△2,057
その他事業費用	1,367	259	△1,108
事業粗利益	2,463	3,059	596
事業粗利益率	0.16	0.20	0.04

- (注) 1. 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用)
 2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
 3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用
 4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支
 5. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

■事業純益

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度	増減
事業純益	897	1,531	633
実質事業純益	897	1,531	633
コア事業純益	1,161	1,722	560
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	950	1,396	445

- (注) 1. 事業純益＝事業収益－(事業費用－金銭の信託運用見合費用)－一般貸倒引当金繰入額
 2. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
 3. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
 国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■資金運用収支の内訳

(単位：百万円，％)

	2023年度			2024年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	1,530,409	9,566	0.63	1,475,686	10,944	0.74
うち 貸 出 金	215,045	1,281	0.60	203,592	1,152	0.57
うち 預 け 金	814,363	4,223	0.52	774,016	5,280	0.68
うち 有 価 証 券	474,191	4,006	0.84	484,761	4,457	0.92
資 金 調 達 勘 定	1,505,183	7,736	0.51	1,458,365	7,543	0.52
うち 貯 金・定 積	1,479,739	7,911	0.53	1,473,546	7,714	0.52
うち 譲 渡 性 貯 金	—	—	—	—	—	—
うち 借 用 金	40,198	16	0.04	8,716	—	—
総 資 金 利 ざ や			0.01			0.12

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率

資金調達原価率＝(資金調達費用(貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借入金利息＋金利スワップ支払利息＋その他支払利息(支払奨励金、支払雑利息等))＋経費－金銭の信託運用見合費用)／(貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借入金＋その他(貸付留保金、従業員預り金等)－金銭の信託運用見合額)×100

2. 資金運用勘定の平均残高には、コールローン、買入金銭債権、その他(従業員貸付金等)が含まれています。

3. 資金調達勘定の平均残高には、債券貸借取引受入担保金、その他(従業員預り金等)が含まれています。

4. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。

5. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。

6. 資金調達勘定計の平均残高および利息は、金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しています。

■受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

		2023年度増減額	2024年度増減額
受 取	利 息	842	1,378
	うち 貸 出 金	△ 16	△ 128
	うち 預 け 金	△ 306	1,057
	うち 有 価 証 券	1,153	451
	うち コ ー ル ロ ー ン	—	—
支 払	利 息	△ 113	△ 193
	うち 貯 金・定 積	△ 80	△ 196
	うち 譲 渡 性 貯 金	—	—
	うち 借 用 金	△ 32	△ 16
差 引		955	1,571

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。

3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。

4. 支払利息の増減額は、金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

■利益率

(単位：％)

	2023年度	2024年度	増 減
総 資 産 経 常 利 益 率	0.14	0.17	0.02
純 資 産 経 常 利 益 率	2.67	2.99	0.32
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.14	0.15	0.01
純 資 産 当 期 純 利 益 率	2.57	2.60	0.03

(注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

2. 純資産経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

4. 純資産当期純利益率＝当期剰余金／純資産勘定平均残高×100

■貯貸率・貯証率

(単位：％)

		2023年度	2024年度	増 減
貯 貸 率	期 末	14.40	13.37	△ 1.03
	期中平均	14.53	13.82	△ 0.72
貯 証 率	期 末	31.16	32.11	0.95
	期中平均	32.05	32.90	0.85

(注) 1. 貯貸率(期 末)＝貸出金残高／貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均)＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100

3. 貯証率(期 末)＝有価証券残高／貯金残高×100

4. 貯証率(期中平均)＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

貯金業務

■科目別貯金平均残高

(単位：百万円, %)

	2023年度		2024年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
流 動 性 貯 金	41,114	2.8	41,148	2.8	33
定 期 性 貯 金	1,438,625	97.2	1,432,398	97.2	△ 6,227
計	1,479,739	100.0	1,473,546	100.0	△ 6,193
譲 渡 性 貯 金	—	—	—	—	—
合 計	1,479,739	100.0	1,473,546	100.0	△ 6,193

(注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 + 貯蓄貯金 + 通知貯金 + 別段貯金
 2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金

■金利条件別定期貯金残高

(単位：百万円, %)

	2023年度		2024年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
定 期 貯 金	1,432,856	100.0	1,402,986	100.0	△ 29,869
うち 固定金利定期	1,432,856	100.0	1,402,986	100.0	△ 29,869
うち 変動金利定期	—	—	—	—	—

(注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定している定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて利率が変動する定期貯金

貸出業務

科目別貸出金平均残高

(単位：百万円, %)

	2023年度		2024年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
手 形 貸 付	680	0.3	650	0.3	△ 29
証 書 貸 付	153,629	71.4	147,039	72.2	△ 6,590
当 座 貸 越	10,561	4.9	9,173	4.5	△ 1,388
金 融 機 関 貸 付	50,173	23.3	46,729	23.0	△ 3,444
割 引 手 形	—	—	—	—	—
合 計	215,045	100.0	203,592	100.0	△ 11,452

金利条件別貸出金残高

(単位：百万円, %)

	2023年度		2024年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
固 定 金 利 貸 出	116,642	55.0	111,207	57.5	△ 5,435
変 動 金 利 貸 出	95,540	45.0	82,060	42.5	△ 13,480
合 計	212,183	100.0	193,267	100.0	△ 18,915

担保の種類別貸出金残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度	増 減
貯 金 等	120	67	△ 52
有 価 証 券	—	—	—
不 動 産	1,485	1,319	△ 165
そ の 他 担 保 物	—	—	—
計	1,605	1,387	△ 218
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	280	245	△ 34
そ の 他 保 証	649	575	△ 73
計	929	821	△ 107
信 用	209,648	191,058	△ 18,589
合 計	212,183	193,267	△ 18,915

担保の種類別債務保証見返り残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度	増 減
貯 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
不 動 産	—	—	—
そ の 他 担 保 物	960	985	25
計	960	985	25
信 用	—	—	—
合 計	960	985	25

使途別貸出金残高

(単位：百万円, %)

	2023年度		2024年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
設 備 資 金	7,543	3.6	9,789	5.1	2,246
運 転 資 金	204,640	96.4	183,478	94.9	△ 21,162
合 計	212,183	100.0	193,267	100.0	△ 18,915

業種別貸出金残高

(単位：百万円，%)

	2023年度		2024年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
農 業	931	0.4	982	0.5	51
林 業	—	—	—	—	—
水 産 業	—	—	—	—	—
製 造 業	34,794	16.4	37,779	19.5	2,985
鉱 業	—	—	—	—	—
建 設 業	4,171	2.0	4,516	2.3	345
電気・ガス・熱供給・水道業	739	0.3	4,261	2.2	3,522
運 輸 ・ 通 信 業	6,013	2.8	7,520	3.9	1,506
卸 売 ・ 小 売 業 ・ 飲 食 業	11,150	5.3	12,644	6.5	1,494
金 融 ・ 保 険 業	88,096	41.5	59,151	30.6	△ 28,944
不 動 産 業	12,142	5.7	14,231	7.4	2,088
サ ー ビ ス 業	45,865	21.6	43,742	22.6	△ 2,123
地 方 公 共 団 体	7,388	3.5	7,081	3.7	△ 307
そ の 他	890	0.5	1,356	0.8	466
合 計	212,183	100.0	193,267	100.0	△ 18,915

主要な農業関係の貸出金残高

営農類型別

(単位：百万円)

種 類	2023年度	2024年度	増 減
農業	989	1,049	59
穀作	95	96	0
野菜・園芸	533	659	125
果樹・樹園農業	—	—	—
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	61	—	△ 61
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	298	292	△ 6
農業関連団体等	21,247	8,036	△ 13,211
合 計	22,237	9,085	△ 13,151

- 注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、上記業種別貸出金残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

資金種類別 (貸出金)

(単位：百万円)

種 類	2023年度	2024年度	増 減
プロパー資金	21,887	8,719	△ 13,168
農業制度資金	349	366	16
農業近代化資金	349	366	16
その他制度資金	—	—	—
合 計	22,237	9,085	△ 13,151

- 注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〈受託貸付金〉

(単位：百万円)

種 類	2023年度	2024年度	増 減
日本政策金融公庫資金	5,960	6,106	145
そ の 他	—	—	—
合 計	5,960	6,106	145

注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

■貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	2023年度					2024年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一 般 貸 倒 引 当 金	258	178	—	258	178	178	7	—	178	7
個 別 貸 倒 引 当 金	3,796	3,644	—	3,796	3,644	3,644	3,566	3	3,641	3,566
合 計	4,055	3,823	—	4,055	3,823	3,823	3,573	3	3,819	3,573

■貸出金償却の額

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
貸 出 金 償 却 額	—	3

注) 貸出金償却額は、個別貸倒引当金相殺前の金額を表示しています。

■農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分		債権額	保 全 額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破 産 更 生 債 権 及 び こ れ ら に 準 ず る 債 権	2023年度	282	—	—	282	282
	2024年度	279	1	—	277	279
危 険 債 権	2023年度	5,066	1,042	662	3,362	5,066
	2024年度	4,664	766	609	3,288	4,664
要 管 理 債 権	2023年度	—	—	—	—	—
	2024年度	—	—	—	—	—
	三 月 以 上 延 滞 債 権	2023年度	—	—	—	—
		2024年度	—	—	—	—
	貸 出 条 件 緩 和 債 権	2023年度	—	—	—	—
		2024年度	—	—	—	—
小 計	2023年度	5,349	1,042	662	3,644	5,349
	2024年度	4,944	768	609	3,566	4,944
正 常 債 権	2023年度	207,882				
	2024年度	189,446				
合 計	2023年度	213,231				
	2024年度	194,390				

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
農協法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。
4. 三月以上延滞債権
元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものをいいます。
5. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
6. 正常債権
債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、1. 2. 4. 5. に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

■元本補填契約のある信託にかかる農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

有価証券業務

■種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度	増 減
国 債	139,075	133,832	△ 5,242
地 方 債	37,927	28,756	△ 9,170
政 府 保 証 債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
短 期 社 債	—	9,229	9,229
社 債	115,363	120,781	5,417
外 国 証 券	42,591	43,847	1,256
株 式	3,145	3,115	△ 29
そ の 他 の 証 券	136,087	145,198	9,110
合 計	474,191	484,761	10,570

■商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

■有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
2023年度	国 債	3,051	2,068	10,797	21,940	31,739	54,669	—	124,265
	地 方 債	400	199	198	—	2,048	24,259	—	27,105
	政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	7,793	44,783	37,340	15,624	2,280	10,407	—	118,229
	外 国 証 券	3,290	11,364	19,525	3,395	2,971	2,540	—	43,087
	株 式	—	—	—	—	—	—	8,145	8,145
	そ の 他 の 証 券	7,273	38,093	34,641	9,228	19,310	1,021	28,720	138,288
	計	21,808	96,508	102,503	50,189	58,349	92,897	36,866	459,123
2024年度	国 債	1,003	516	17,497	30,054	26,726	43,594	—	119,393
	地 方 債	99	196	194	—	1,951	21,049	—	23,492
	政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	7,997	—	—	—	—	—	—	7,997
	社 債	20,046	43,245	36,722	8,791	—	8,643	—	117,449
	外 国 証 券	4,487	15,753	15,612	3,178	151	2,326	—	41,508
	株 式	—	—	—	—	—	—	7,777	7,777
	そ の 他 の 証 券	17,974	38,866	20,751	10,705	17,080	9,943	31,326	146,649
	計	51,608	98,579	90,777	52,730	45,910	85,558	39,103	464,268

有価証券の時価情報等

■有価証券

□売買目的有価証券

該当する取引はありません。

□満期保有目的の債券

(単位：百万円)

		2023年度			2024年度		
		貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借 対照表計上 額を超える もの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	400	400	0	400	400	0
	その他	2,300	2,309	9	—	—	—
	小計	2,700	2,710	10	400	400	0
時価が貸借 対照表計上 額を超えないもの	国債	2,424	2,382	△ 42	2,428	2,138	△ 289
	地方債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金融債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	3,787	3,778	△ 9	14,388	14,106	△ 282
	その他	2,599	2,588	△ 10	7,699	7,575	△ 124
	小計	8,811	8,749	△ 62	24,517	23,819	△ 697
合計		11,511	11,459	△ 51	24,917	24,220	△ 696

□その他有価証券

(単位：百万円)

		2023年度			2024年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	8,127	3,065	5,061	7,716	3,041	4,674
	債 券	67,785	65,161	2,623	30,269	29,515	754
	国 債	43,149	40,763	2,386	25,870	25,191	678
	地 方 債	300	299	0	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社 債	14,397	14,306	90	1,236	1,229	6
	そ の 他	9,938	9,791	146	3,163	3,094	69
	そ の 他	48,288	36,224	12,063	61,197	50,901	10,295
	小 計	124,200	104,452	19,748	99,183	83,458	15,724
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	18	19	△1	61	62	△1
	債 券	233,391	242,322	△8,931	254,654	272,570	△17,916
	国 債	78,691	83,277	△4,586	91,094	101,101	△10,007
	地 方 債	26,805	29,262	△2,456	23,492	27,782	△4,290
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	7,997	7,999	△2
	社 債	99,644	100,712	△1,068	101,424	103,786	△2,361
	そ の 他	28,250	29,069	△819	30,645	31,900	△1,255
	そ の 他	90,002	101,855	△11,853	85,452	97,041	△11,589
	小 計	323,412	344,198	△20,785	340,167	369,674	△29,506
合 計		447,613	448,650	△1,037	439,351	453,132	△13,781

(注) 有価証券のほか、「買入金銭債権」が含まれています。

□非保有区分口

(単位：百万円)

		2023年度			2024年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	そ の 他	23,919	23,919	—	9,709	9,709	—
	小 計	23,919	23,919	—	9,709	9,709	—
合 計		23,919	23,919	—	9,709	9,709	—

(注) 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもののみとなります。

■金銭の信託

□運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

2023年度		2024年度	
貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた 評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた 評価差額
3,433	—	3,430	—

□その他の金銭の信託

(単位：百万円)

2023年度					2024年度				
貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えるも の	うち貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えない もの	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	うち貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えるも の	うち貸借対 照表計上額 が取得原価 を超えない もの
34,968	36,010	△1,041	303	1,345	35,690	37,445	△ 1,755	56	1,811

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」、「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

■デリバティブ取引

該当する取引はありません。

■金融等デリバティブ取引

□金利関連取引

該当する取引はありません。

□通貨関連取引

該当する取引はありません。

□株式関連取引

該当する取引はありません。

□債券関連取引

該当する取引はありません。

■有価証券店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

受託・為替業務等

■受託貸付金残高

(単位：百万円)

受託金融機関	2023年度	2024年度
(株)日本政策金融公庫(旧農林漁業金融公庫)	5,960	6,106
(株)日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫)	6	4
独立行政法人住宅金融支援機構	1,115	943
独立行政法人福祉医療機構	10	7
合 計	7,093	7,061

■内国為替の取扱実績

(単位：件、百万円)

		2023年度		2024年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送 金 ・ 振 込 為 替	件 数	148,699	49,635	151,011	47,750
	金 額	536,571	627,621	457,324	558,545
代 金 取 立 為 替	件 数	—	—	1	1
	金 額	—	—	0	4
雑 為 替	件 数	7,453	8,691	6,504	7,290
	金 額	10,644	16,487	10,978	17,599
合 計	件 数	156,152	58,326	157,516	55,041
	金 額	547,216	644,108	468,303	576,150

■公共債等の窓口販売実績

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
国 債	20	—
地 方 債	—	—
投 資 信 託	4	6
合 計	24	6

自己資本の充実の状況（単体）

1. 自己資本の状況

◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として捉え、内部留保の積み上げ、不良債権の処理および業務の効率化等に取り組みました。この結果、2025年3月末における自己資本比率は、14.16%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金、後配出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	茨城県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	25,548百万円（前年度25,548百万円）

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	茨城県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	14,660百万円（前年度 14,660百万円）

当会は、まず規制対応および事業継続を確保する目的から、法令で定められた要件に基づき規制上の自己資本比率を算出し、規制資本を把握、管理することにより、自己資本充実度の評価を行っています。

具体的には、規制資本管理要領を定め、信用リスク・アセット額については標準的手法および信用リスク削減手法の簡便手法、オペレーショナル・リスク相当額については標準的計測手法により自己資本比率を算出し、モニタリングの実施に加え、自己資本比率が一定の水準を下回るもしくは下回る可能性が高い等の場合は、自己資本増強等の実行可能な対応策を検討し対応する体制を構築しています。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」および「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。これらに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

(1) 自己資本の構成

(単位：百万円)

項 目	2023年度	2024年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	87,404	87,761
うち、出資金及び資本準備金の額	40,208	40,208
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	49,252	49,518
うち、外部流出予定額（△）	2,056	1,965
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,795	4,682
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	4,795	4,682
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	92,199	92,444
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	15	17
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	15	17
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	15	17
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	92,183	92,426
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	625,198	642,283
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）		—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,699	10,441
信用リスク・アセット調整額	—	
資本フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	630,898	652,752
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	14.61%	14.16%

注 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
 2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、2024年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		2023年度		
		エクスポートの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
	現金	3,571	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	126,681	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	36,987	—	—
	外国の中央政府等以外の公共部門向け	299	49	1
	国際開発銀行向け	1,123	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	3,199	319	12
	地方三公社向け	337	67	2
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	872,090	172,100	6,884
	法人等向け	303,501	139,452	5,578
	中小企業等向け及び個人向け	129	84	3
	抵当権付住宅ローン	—	—	—
	不動産取得等事業向け	153	153	6
	三月以上延滞等	275	—	—
	取立未済手形	4	0	0
	信用保証協会等による保証付	336	32	1
	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
	出資等	5,335	5,335	213
	（うち出資等のエクスポート）	5,335	5,335	213
	（うち重要な出資のエクスポート）	—	—	—
	上記以外	86,687	208,700	8,348
	（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポート）	500	1,252	50
	（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポート）	78,424	196,062	7,842
	（うち特定項目のうち調達項目に算入されない部分に係るエクスポート）	992	2,482	99
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポート）	—	—	—
	（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポート）	4,276	6,415	256
	（うち上記以外のエクスポート）	2,492	2,489	99
	証券化	9,338	1,865	74
	（うちSTC要件適用分）	—	—	—
	（うち非STC要件適用分）	9,338	1,865	74
	再証券化	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート	206,818	97,036	3,881
	（うちルックスルー方式）	206,818	97,036	3,881
	（うちマナデート方式）	—	—	—
	（うち蓋然性方式250%）	—	—	—
	（うち蓋然性方式400%）	—	—	—
	（うちフォールバック方式）	—	—	—
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポート別計	1,656,872	625,198	25,007
	CVAリスク相当額÷8%	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポート	—	—	—
	合計（信用リスク・アセットの額）	1,656,872	625,198	25,007
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 （基礎的手法）	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額			所要自己資本額
	a			b = a × 4 %
		5,699		227
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母) 合計			所要自己資本額
	a			b = a × 4 %
		630,898		25,235

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金にかかる経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
- ＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）＞
- $$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳

（単位：百万円）

信用リスク・アセット		2024年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金		2,657	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け		128,924	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け		324	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—
我が国の地方公共団体向け		34,897	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		199	39	1
国際開発銀行向け		1,123	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—
我が国の政府関係機関向け		2,950	295	11
地方三公社向け		483	96	3
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		818,059	167,587	6,703
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）		21,551	6,415	256
カバード・ボンド向け		—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）		309,909	130,454	5,218
（うち特定貸付債権向け）		—	—	—
中小企業等向け及び個人向け		1,846	1,545	61
（うちトランザクター向け）		0	0	0
不動産関連向け		9	2	0
（うち自己居住用不動産等向け）		9	2	0
（うち賃貸用不動産向け）		—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）		—	—	—
（うちその他不動産関連向け）		—	—	—
（うちADC向け）		—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等		5,824	5,824	232
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		4,900	81	3
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		—	—	—
取立未済手形		3	0	0
信用保証協会等による保証付		365	35	1
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—
株式等		5,352	5,352	214

上記以外	95,245	228,450	9,138
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のもにに係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	84,404	211,012	8,440
(うち特定項目のうち調達項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	2,000	5,000	200
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	7,196	10,794	431
(うち上記以外のエクスポージャー)	1,643	1,643	65
証券化	9,995	1,997	79
(うちSTC要件適用分)	—	—	—
(うち短期STC要件適用分)	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	9,995	1,997	79
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	211,905	100,517	4,020
(うちルックスルー方式)	211,905	100,517	4,020
(うちマナデート方式)	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー計	1,634,978	642,283	25,691
CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)	1,634,978	642,283	25,691
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b = a × 4 %
	10,441		417
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母) 合計		所要自己資本額
	a		b = a × 4 %
	652,725		26,109

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	2024年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,441
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	417
BI	6,961
BIC	835

(注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
6. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

2. 信用リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

○信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことです。当会は信用リスクを収益発生を意図し能動的に取得するリスクのひとつとして位置づけ、リスクマネジメント基本方針等を定めて適切に管理しています。

（信用リスク管理に関する規程類）

- ・リスクマネジメント基本方針
- ・リスク管理規程
- ・リスク管理要領
- ・信用リスク管理要領
- ・信用リスク管理手続

（信用リスクにかかる管理手法）

当会は、リスクマネジメント基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、業種別、規模別および格付別のそれぞれのポートフォリオについて、融資残高および融資シェア等を算出し、年度および四半期毎にその推移を対比することで当会の与信ポートフォリオを管理しています。

市場関連の信用リスク管理については、発行体の格付動向・株価動向・財務状況等に留意し、金融機関取引の与信限度額、社債、買入金銭債権、外国証券の取得限度額等を設定のうえ管理しています。

また、常勤理事、リスク統括部長および関係部署長で構成するリスク管理委員会を原則として毎月開催し、当会が保有するリスク量、リスク内容および対応方針を決定しています。

○当会における貸倒引当金の計上は「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。

・一般貸倒引当金

自己査定の結果、正常先および要注意先（要管理先、その他の要注意先）に区分した債権について、過去の貸倒実績率に基づき算出した予想損失額に相当する額を一般貸倒引当金として計上しています。ただし、将来の貸倒リスクを反映した必要額に不足すると見込まれる場合には、当該必要額を計上しています。

・個別貸倒引当金

自己査定の結果、破綻懸念先、実質破綻先および破綻先に区分した債権について、将来損失が発生する可能性の高いⅢ分類の額および回収不可能と判断したⅣ分類の額に対して個別に貸倒引当金を計上しています。

◇標準的手法に関する事項

当会では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付けは使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

②リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

（注）「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出する掛目のことです。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)および延滞エクスポージャーの期末残高

(単位: 百万円)

		2023年度					2024年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
国	内	1,397,938	209,781	275,624	—	275	1,371,661	213,134	284,699	—	4,900
	外	42,775	—	42,775	—	—	41,415	—	41,415	—	—
地域別残高計		1,440,714	209,781	318,400	—	275	1,413,077	213,134	326,115	—	4,900
法人	農業	975	975	—	—	—	1,194	1,194	—	—	314
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	82,941	35,037	45,917	—	—	82,445	35,713	44,726	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	31,794	15,760	15,405	—	—	35,131	18,194	16,308	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	10,778	745	10,017	—	—	14,298	4,267	10,015	—	—
	運輸・通信業	19,543	6,015	13,381	—	—	21,543	7,523	13,872	—	—
	金融・保険業	978,132	84,619	59,893	—	—	922,302	78,876	65,610	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	75,946	57,953	17,505	—	—	77,567	58,564	18,515	—	4,310
	日本国政府・地方公共団体	163,668	7,388	156,279	—	—	163,822	7,081	156,740	—	—
	上記以外	69,498	600	—	—	261	87,848	1,096	324	—	261
	個人	684	684	—	—	13	623	623	—	—	13
	その他	6,751	—	—	—	—	6,301	—	—	—	—
業種別残高計		1,440,714	209,781	318,400	—	275	1,413,077	213,134	326,115	—	4,900
1年以下		925,179	81,087	14,538	—	—	896,090	85,593	33,734	—	—
1年超3年以下		110,703	47,995	58,694	—	—	101,862	40,613	60,246	—	—
3年超5年以下		99,904	32,743	67,160	—	—	115,888	46,075	69,812	—	—
5年超7年以下		57,337	17,164	40,173	—	—	60,157	15,984	44,172	—	—
7年超10年以下		48,310	9,363	38,946	—	—	45,936	15,851	30,085	—	—
10年超		119,767	20,880	98,886	—	—	96,787	8,724	88,063	—	—
期限の定めのないもの		79,512	546	—	—	—	96,354	292	—	—	—
残存期間別残高計		1,440,714	209,781	318,400	—	—	1,413,077	213,134	326,115	—	—

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。

3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。

4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

(2) 貸倒引当金の期末残高および期中増減額

a 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

	2023年度					2024年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	258	178	－	258	178	178	7	－	178	7
個別貸倒引当金	3,796	3,644	－	3,796	3,644	3,644	3,566	3	3,641	3,566

b 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

		2023年度						2024年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償 却	個別貸倒引当金					貸出金 償 却
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	
				目的使用	その他					目的使用	その他		
国 内		3,796	3,644	－	3,796	3,644		3,644	3,566	3	3,641	3,566	
国 外		－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	
地域別計		3,796	3,644	－	3,796	3,644		3,644	3,566	3	3,641	3,566	
法人	農業	291	301	－	291	301	－	301	306	－	301	306	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	3,223	3,063	－	3,223	3,063	－	3,063	2,984	－	3,063	2,984	－
	上記以外	261	261	－	261	261	－	261	261	－	261	261	－
個 人		19	17	－	19	17	－	17	13	3	13	13	3
業種別計		3,796	3,644	－	3,796	3,644	－	3,644	3,566	3	3,641	3,566	3

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

(3) 信用リスク・アセット残高内訳表

2024年度

(単位：百万円)

項 目	リスク・ ウェイト(%)	CCF・信用リスク削減 効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ウェイトの 加重平均値 (%)
		オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	-	A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現 金	0	2,657	-	2,657	-	-	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	128,924	-	128,924	-	-	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	324	-	324	-	-	0
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	34,897	-	34,897	-	-	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	199	-	199	-	39	20
国際開発銀行向け	0~150	1,123	-	1,123	-	-	0
地方公共団体金融機構向け	10~20	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	10~20	2,950	-	2,950	-	295	10
地方三公社向け	20	483	-	483	-	96	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	801,928	34,401	801,604	16,131	167,587	20
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	20~150	7,510	14,041	7,510	14,041	6,415	30
カバード・ボンド向け	10~100	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20~150	275,198	46,403	275,099	34,710	130,454	42
(うち特定貸付債権向け)	20~150	-	-	-	-	-	-
中堅小企業等向け及び個人向け	45~100	1,262	593	1,243	583	1,545	85
(うちトラランザクター向け)	45	-	8	-	0	0	0
不動産関連向け	20~150	9	-	9	-	2	22
(うち自己居住用不動産等向け)	20~75	9	-	9	-	2	22
(うち賃貸用不動産向け)	30~150	-	-	-	-	-	-
(うち事業用不動産関連向け)	70~150	-	-	-	-	-	-
(うちその他不動産関連向け)	60	-	-	-	-	-	-
(うちADC向け)	100~150	-	-	-	-	-	-
劣後債権及びその他資本性証券等	150	5,824	-	5,824	-	5,824	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	50~150	1,293	208	572	39	81	13
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	20	3	-	3	-	0	0
信用保証協会等による保証付	0~10	365	-	359	-	35	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株 式 等	250~400	5,352	-	5,352	-	5,352	100
上 記 以 外	100~1250	95,245	-	95,245	-	228,450	240
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	-	-	-	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象 普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当 するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~400	-	-	-	-	-	-
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエク スポージャー)	250	84,404	-	84,404	-	211,012	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係 るエクスポージャー)	250	2,000	-	2,000	-	5,000	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を 保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	250	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を 保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	7,196	-	7,196	-	10,794	150
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	1,643	-	1,643	-	1,643	100
証 券 化	-	9,995	-	9,995	-	1,997	20
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち短期STC要件適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-	-	-	-	-
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-	9,995	-	9,995	-	1,997	20
再 証 券 化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポ ージャー	-	211,905	-	211,905	-	100,517	47
未 決 済 取 引	-					-	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入 されなかったものの額(△)	-					-	
合 計 (信 用 リ ス ク ・ ア セ ャ ッ ト の 額)	-					642,283	

(注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載しておりません。

(4) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

2024年度

(単位：百万円)

2024年度		(単位：百万円)																
項目		信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)																
		0%	20%		50%		100%		150%		その他		合計					
我が国の中央政府及び中央銀行向け		128,924	-		-		-		-		-		128,924					
外国の中央政府及び中央銀行向け		324	-		-		-		-		-		324					
国際決済銀行等向け		-	-		-		-		-		-		-					
		0%	10%		20%		50%		100%		150%		その他		合計			
我が国の地方公共団体向け		34,897	-		-		-		-		-		-		34,897			
外国の中央政府等以外の公共部門向け		-	-		199		-		-		-		-		199			
地方公共団体金融機構向け		-	-		-		-		-		-		-		-			
我が国の政府関係機関向け		-	2,950		-		-		-		-		-		2,950			
地方三公社向け		-	-		483		-		-		-		-		483			
		0%	20%		30%		50%		100%		150%		その他		合計			
国際開発銀行向け		1,123	-		-		-		-		-		-		1,123			
		20%	30%		40%		50%		75%		100%		150%		その他	合計		
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け		779,130	37,603		200		800		-		-		-		0	817,735		
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)		1,101	20,149		-		300		-		-		-		-	21,551		
		10%	15%		20%		25%		35%		50%		100%		その他	合計		
カバード・ボンド向け		-	-		-		-		-		-		-		-	-		
		20%	50%		75%		80%		85%		100%		130%		150%		その他	合計
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)		75,813	154,059		21,047		-		-		20,796		-		-		38,093	309,810
(うち特定貸付債権向け)		-	-		-		-		-		-		-		-		-	-
		100%		150%			250%			400%			その他			合計		
劣後債権及びその他資本性証券等		-		5,824			-			-			-			5,824		
株式等		-		-			5,352			-			-			5,352		
		45%			75%			100%			その他			合計				
中堅中小企業等向け及び個人向け		0			158			375			1,292			1,826				
(うちトランザクター向け)		0			-			-			-			0				
		20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計				
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け		-	-	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9			
		30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計					
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
		70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計				
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け		-		-		-		-		-		-		-				
		60%					その他					合計						
不動産関連向け うちその他不動産関連向け		-					-					-						
		100%				150%			その他			合計						
不動産関連向け うちADC向け		-				-			-			-						
		50%			100%			150%			その他			合計				
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)		45			-			1			565			612				
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		-			-			-			-			-				
		0%		10%		20%		100%		その他			合計					
現金		2,657		-		-		-		-			2,657					
取立未済手形		-		-		3		-		-			3					
信用保証協会等による保証付		-		359		-		-		-			359					
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		-		-		-		-		-			-					

(注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については、記載しておりません。

(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		2023年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	200,076	200,076
	2%	—	—	—
	4%	—	—	—
	10%	—	4,272	4,272
	20%	74,902	865,454	940,356
	35%	—	—	—
	50%	152,707	676	153,383
	75%	—	112	112
	100%	29,747	28,570	58,317
	150%	—	4,276	4,276
	250%	—	79,918	79,918
	その他	—	—	—
	1250%	—	—	—
	合 計	257,357	1,183,356	1,440,714

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。
- なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引にかかるもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額にかかるもの、重要な出資にかかるエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(6) 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円、%)

リスク・ウェイト 区分	2024年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額 の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	1,055,073	68,073	72%	1,103,195
40%～70%	154,867	714	57%	155,107
75%	21,053	155	98%	21,206
80%	—	—	—	—
85%	1,039	201	100%	1,236
90%～100%	19,589	12,459	13%	21,171
105%～130%	—	—	—	—
150%	5,824	1	100%	5,826
250%	5,352	—	—	5,352
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	0	0	23%	0
合 計	1,262,801	81,606	63%	1,313,096

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA- またはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB- またはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	2023年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—
法人等向け	18,573	6,060	—
中小企業等向け及び個人向け	—	0	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	100	—
合 計	18,573	6,161	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：百万円)

	2024年度		
	適格金融 資産担保	保証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	32,546	5,420	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	55	0	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	—	565	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	301	—
合 計	32,601	6,288	—

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

4. 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

◇派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物, オプション, スワップ等)にかかる取引です。

当会では、リスク分散戦略におけるA L M(資産負債管理)の一環として派生商品取引を活用し、そのリスク限度額(利用限度額)を年度ごと、取引ごとに定め十全なリスク管理を実施しています。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払いを行う取引です。

なお、当会は、長期決済期間取引は行っていません。

(1) 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

	2023年度	2024年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

該当する取引はありません。

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
2. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

(2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

- (注) 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

◇リスク管理の方針およびリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部または全部が証券化エクスポージャーである取引にかかるエクスポージャーのことです。

当会では、余裕金運用規程に定める格付会社の格付けに基づき当該社債・買入金銭債権の与信限度額を年度ごとにリスク管理要領で定めるとともに、当該貸出金についても与信限度額を定め、取得・管理しています。

◇体制の整備およびその運用状況の概要

○投資の決定

資金証券部または営業部が分析等を行ったうえで投資案を起案し、リスク統括部がこれを審査しています。

○期中管理

リスク統括部がモニタリングを実施し、当該結果をレビューするとともにリスク管理委員会に報告しています。

○方針の見直し

モニタリングおよびレビューの結果、信用の劣化が見込まれる場合等には、資金証券部または営業部は継続保有や処分等の今後の対応について検討を行っています。

◇信用リスク・アセットの額の算出方法の名称

証券化エクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

◇証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」および「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

◇証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

◇内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当はありません。

(1) 当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(2) 当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

a 保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		2023年度		2024年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	4,537	—	3,996	—
	自動車ローン	3,741	—	3,915	—
	その他	1,059	—	2,084	—
	合 計	9,338	—	9,995	—
オフ・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住宅ローン	—	—	—	—
	自動車ローン	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合 計	—	—	—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区分して記載しています。

b リスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額

2023年度

(単位：百万円)

証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー			
リスク・ウェイト区分		残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分		残高	所要自己資本額
オン・バランス	0～15%未満	—	—	オン・バランス	0～100%未満	—	—
	15～50%未満	9,338	74		100～250%未満	—	—
	50～100%未満	—	—		250～400%未満	—	—
	100～250%未満	—	—		400～1250%未満	—	—
	250～400%未満	—	—		1250%	—	—
	400～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
オフ・バランス	0～15%未満	—	—	オフ・バランス	0～100%未満	—	—
	15～50%未満	—	—		100～250%未満	—	—
	50～100%未満	—	—		250～400%未満	—	—
	100～250%未満	—	—		400～1250%未満	—	—
	250～400%未満	—	—		1250%	—	—
	400～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
合 計		9,338	74	合 計		—	—

2024年度

(単位：百万円)

証券化エクスポージャー				再証券化エクスポージャー			
リスク・ウェイト区分		残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分		残高	所要自己資本額
オン・バランス	0～15%未満	—	—	オン・バランス	0～100%未満	—	—
	15～50%未満	9,995	79		100～250%未満	—	—
	50～100%未満	—	—		250～400%未満	—	—
	100～250%未満	—	—		400～1250%未満	—	—
	250～400%未満	—	—		1250%	—	—
	400～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
オフ・バランス	0～15%未満	—	—	オフ・バランス	0～100%未満	—	—
	15～50%未満	—	—		100～250%未満	—	—
	50～100%未満	—	—		250～400%未満	—	—
	100～250%未満	—	—		400～1250%未満	—	—
	250～400%未満	—	—		1250%	—	—
	400～1250%未満	—	—				
	1250%	—	—				
合 計		9,995	79	合 計		—	—

(注) 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区分して記載しています。

c 自己資本比率告示第224条ならびに第224条の4第1項第1号および第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

該当する取引はありません。

d 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の有無	無
--------------	---

6. CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

7. マーケット・リスクに関する事項

◇当会は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額にかかる額を不算入としております。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手順の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。当会では、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

部署ごとに法令・手続きの順守状況、事務処理の適否について自主点検を実施して整備改善を図り、また内容により適時リスク管理委員会等で対応を協議し、オペレーショナル・リスクを管理しています。

○事務リスク管理

適切なシステム利用、事務手続の整備、取引実施部門と事務部門の相互牽制、事務処理のダブルチェック、内部検査により管理しています。

○システムリスク管理

危機管理計画を策定し、継続的な体制整備等内部統制強化に努めています。

○法務リスク管理

「コンプライアンスマニュアル」を定めて全役職員に周知徹底するとともに、経営・業務上の法的問題に対しては、顧問弁護士等との適切な連携による法的検討を行い、法務リスクの極小化を図っています。

○風評（レピュテーション）リスク管理

原因の分析と適切な対応策の検討を、関係部署や関係諸団体と連携し迅速・的確に対応しています。

◇B Iの算出方法

B I（事業規模指標）の額は、I L D C（金利要素）、S C（役務要素）およびF C（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、I L D C、S CおよびF Cの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇I L Mの算出方法

I L M（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、B Iの算出から除外した事業部門の有無

該当はありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、I L Mの算出から除外した特殊損失の有無

該当はありません。

9. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

◇出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会で保有する出資等または株式等エクスポージャーは、その他有価証券として区分される株式および外部出資勘定の株式または出資として計上されるものです。

○その他有価証券として区分される株式

その他有価証券として区分される株式については、市場リスク管理の枠組みの中で適切にリスク管理を行っています。

詳細については、「金利リスクに関する事項」の「リスク管理の方針および手続きの概要」に記載しています。

○外部出資勘定の株式または出資

外部出資勘定のリスク管理については、信用供与の限度額管理を行うとともに、每期外部出資先の経営状況を把握し、査定を行っています。

(1) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	2023年度		2024年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	8,145	8,145	7,777	7,777
非 上 場	68,898	68,898	86,428	86,428
合 計	77,044	77,044	94,205	94,205

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

2023年度			2024年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
9	40	—	—	2	—

(3) 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

2023年度		2024年度	
評 価 益	評 価 損	評 価 益	評 価 損
5,061	1	4,674	1

(4) 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当する取引はありません。

10. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2023年度	2024年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	206,818	211,905
マナート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

11. 金利リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手順の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会におけるリスク管理方針および手続きについては、以下のとおりです。

○リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、モニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

○リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、リスク管理委員会およびALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

○金利リスク計測の頻度

四半期末（6月末、9月末、12月末、3月末）を基準日として、四半期ごとにIRRBBを計測しています。

○ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

分散投資によるリスク削減を基本としています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ΔEVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化、フラット化、短期金利上昇、短期金利低下の6シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しています。

○流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

○流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

○流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

○固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

○複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

○スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

○内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

○前事業年度末の開示からの変動に関する説明

ΔEVEの前事業年度末からの変動要因は、国債等の売却による残高減少および受益証券（ベアファンド）の追加保有に伴うリスク削減効果によるものです。

○計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当はありません。

◇「Δ E V EおよびΔ N I I」以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

○金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。

○金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる「Δ E V EおよびΔ N I I」と大きく異なる点）

該当ありません。

金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

I R R B B 1：金利リスク					
項 番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ E V E		Δ N I I	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	25,495	27,690	3,196	3,179
2	下方パラレルシフト	－	－	34	19
3	スティープ化	20,647	21,891		
4	フラット化	8,068	7,797		
5	短期金利上昇	8,292	7,899		
6	短期金利低下	8,062	7,797		
7	最大値	25,495	27,690	3,196	3,179
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	92,426		92,183	

（注）1. 「Δ E V E」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

2. 「Δ N I I」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

5. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

確 認 書

1. 私は、2024年4月1日から2025年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されています。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されています。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されています。

2025 年 7 月 1 日

茨城県信用農業協同組合連合会

代表理事理事長 小林 富美男

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書および注記表を指しています。

2023年度および2024年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けています。

役員等の報酬体系

1. 役員

(1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

(2) 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、2024年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	47	4

(注) 1. 対象役員は、経営管理委員8名、理事3名、監事3名です（期中に退任した者を含みます）。

2. 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。

(3) 対象役員の報酬等の決定等

・ 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事会の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（構成；当会の会員JAの代表者4名、学識経験者2名）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

・ 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、「在職期間における各事業年度の年報酬額×1/12×1.0」により計算した在職期間における1事業年度当たりの額について、就任時から退職時までの期間を合計した額を算定し、総会で経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員および理事については経営管理委員会、監事については監事会の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当な会計慣行に即して引当金を計上しています。

2. 職員等

・ 対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等（注1）」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額（注2）以上の報酬等を受ける者（注3）のうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2024年度において、対象職員等に該当するものはいません。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退職した者も含めています。

2. 「同等額」は、2024年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

3. 2024年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいません。

3. その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテークを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありません。

索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のとおり掲載しています。

■農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号

開示項目	ページ
I 概況および組織に関する事項	
1 業務の運営の組織	36
2 理事、経営管理委員および監事の氏名および役職名	36
3 会計監査人の氏名または名称	36
4 事務所の名称および所在地	36
5 特定信用事業代理業者に関する事項	36
II 主要な業務の内容	
6 主要な業務の内容	26
III 主要な業務に関する事項	
7 直近の事業年度における事業の概況	5
8 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	57
① 経常収益	57
② 経常利益または経常損失	57
③ 当期剰余金または当期損失金	57
④ 出資金および出資口数	57
⑤ 純資産額	57
⑥ 総資産額	57
⑦ 貯金等残高	57
⑧ 貸出金残高	57
⑨ 有価証券残高	57
⑩ 単体自己資本比率	57
⑪ 剰余金の配当の金額	57
⑫ 職員数	57
9 直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	
① 主要な業務の状況を示す指標	57
② 貯金に関する指標	59
③ 貸出金等に関する指標	60
④ 有価証券に関する指標	64
IV 業務の運営に関する事項	
10 リスク管理の体制	18
11 法令遵守の体制	20
12 中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組の状況	14
13 指定信用事業紛争解決機関が存在しない場合の苦情処理措置および紛争解決措置の内容	21
V 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
14 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書または損失金処理計算書	43
15 債権にかかる事項（以下に該当する金額とその合計額）	63
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	63
② 危険債権	63
③ 三月以上延滞債権	63
④ 貸出条件緩和債権	63
16 元本補填契約のある信託にかかる債権に関する事項	63
17 自己資本の充実の状況について農林水産大臣および金融庁長官が定める事項	69
（自己資本の構成に関する開示事項）	
① 自己資本の構成	70

開示項目	ページ
（定性的開示事項）	
② 自己資本調達手段の概要	69
③ 信連の自己資本の充実度に関する評価方法の概要	69
④ 信用リスクに関する事項	75
⑤ 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要	81
⑥ 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要	83
⑦ 証券化エクスポージャーに関する事項	84
⑧ CVAリスクに関する事項	86
⑨ マーケット・リスクに関する事項	86
⑩ オペレーショナル・リスクに関する事項	86
⑪ 株式及び自己資本比率告示第47条第2項に規定する株式と同等の性質を有するものに対するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第12項に規定する投資法人のうち、不動産に対する投資を目的とするもの（以下「不動産投資法人」という。）への出資及びこれに類する出資のリスク・ウェイトの判定に係る基準を含む。）	87
⑫ 金利リスクに関する事項（マーケット・リスク相当額の算出の対象となっているものを除く。）	88
（定量的開示事項）	
⑬ 自己資本の充実度に関する事項	71
⑭ 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）	75
⑮ 信用リスク削減手法に関する事項	81
⑯ 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	83
⑰ 証券化エクスポージャーに関する事項	84
⑱ CVAリスクに関する事項	86
⑲ マーケット・リスクに関する事項	86
⑳ 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	87
㉑ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	88
㉒ 金利リスクに関する事項	88
18 取得価額または契約価額、時価および評価損益	
① 有価証券	65
② 金銭の信託	67
③ デリバティブ取引	67
④ 金融等デリバティブ取引	67
⑤ 有価証券店頭デリバティブ取引	67
19 貸倒引当金	62
20 貸出金償却額	62
21 会計監査人の監査を受けている旨	90

■農業協同組合法施行規則第207条第2項

開示項目	ページ
VI 役員等の報酬体系	
役員等の報酬体系（努力義務）	91



当会の概要や経営・財務をはじめとする各種情報は、
インターネットでご覧になることができます。

JAバンク茨城県信連ホームページアドレス

<https://www.jabank-ibaraki.or.jp/shinren/>

REPORT 2025
JAバンク茨城県信連の現況

2025年7月発行
茨城県信用農業協同組合連合会 企画管理部
〒310-0022 茨城県水戸市梅香1-1-4
TEL 029-232-2017

